

2004-IAD
農水受託
9

平成 16 年度

農林水産物貿易円滑化推進事業

貿易情報海外調査報告書

— 米 国 編 —

食品別輸入関連規則・流通事情

2005 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

**JETRO**



## はじめに

本報告書は、農林水産省からの委託を受けて、日本の農林水産物や食品の輸出を促進するため、当該品目の輸出に関心をもつ企業および関係団体などでの活用を念頭に置いて、海外での食品輸入制度や各種手続き、販売上の留意点などに関する情報を収集し、輸出ハンドブックとしてとりまとめたものである。

本調査は欧州（英国、フランス、ドイツ）、米国、オーストラリアおよびアジア（韓国、中国、香港、タイ、シンガポール、台湾）の計 11 カ国・地域を対象に行った。これらの国・地域はすでに日本の農林水産物や食品の輸出先となっているか、あるいは今後重要な輸出先として期待される市場である。本報告書が実践的な食品輸出ハンドブックとして読者の皆様の業務に役立てば幸いである。

なお、本報告書の情報はあくまでも調査時点のものであり、実際に食品の輸出や海外での販売を行う際には、関係機関への照会または関連法令を参照するなど、最新情報をご確認いただきたい。

2005 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
産業技術・農水産部



## 目 次

<りんご>.....	1
<なし>.....	20
<みかん>.....	25
<柿>.....	30
<桃>.....	33
<ぶどう>.....	36
<いちご>.....	39
<すいか>.....	43
<メロン>.....	46
<さくらんぼ>.....	49
<キウイフルーツ>.....	52
<干し柿>.....	57
<長いも>.....	64
<タマネギ>.....	68
<ニンニク>.....	73
<ねぎ>.....	77
<にんじん>.....	80
<きゅうり>.....	83
<レタス>.....	86
<ゴボウ>.....	89
<トマト>.....	93
<キャベツ>.....	97
<大根>.....	100
<しいたけ>.....	103
<乾しいたけ>.....	107
<コメ>.....	111
添付資料.....	121
参考資料：日本食レストランについて.....	140

(注1) 本報告書に掲載されている URL は、2004 年 12 月時点のものであり、予告なく変更される可能性がある。

(注2) 本報告書中、規制に関する記述は特に断りのない限り連邦政府によるものである。

(参考)

単位： 1 ポンド=0.4536kg



<りんご>

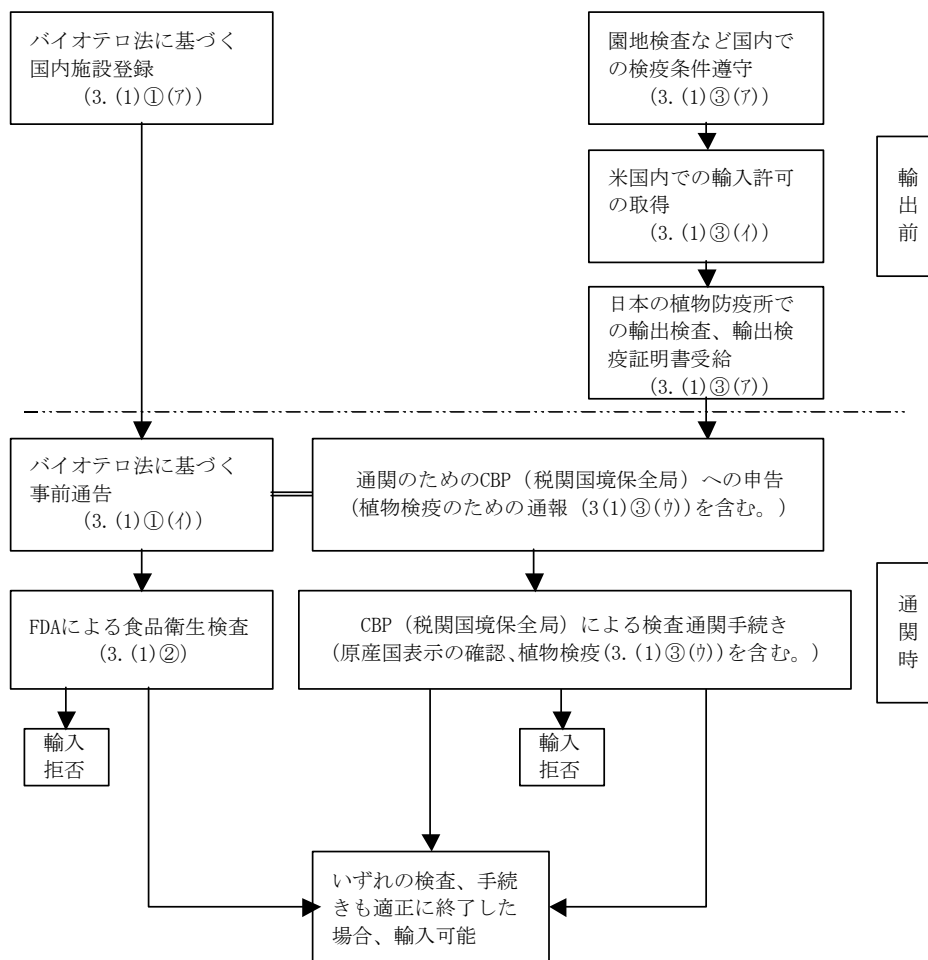
1. 品目の定義

ここでは、生鮮りんごを対象とする。

関税番号 <sup>1</sup>	品目詳細	関税率
0808.10.00.30	1kg 当たりの価格が 22 セントを超えないもの	0%
0808.10.00.60	1kg 当たりの価格が 22 セントを超えるもの	

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

<sup>1</sup> 米国の関税番号は、類（2桁）、項（2桁）、号（2桁）の6桁からなる分類番号（りんごの場合 0808.10）に、税率を更に細かく区分するための税表細分（2桁、りんごの場合 00の部分）と統計上の区分である統計細分（2桁、りんごの場合、最後の30または60）を加えた10桁で表記される。

輸出前の段階で、確認を受けるべき厳しい検疫条件が存在すること、「公衆の健康安全保障とバイオテロへの準備および対策法」(Public Health Security and Bioterrorism Preparedness and Response Act of 2002) (通称「バイオテロ法」) に基づく施設登録が必要であることなどに留意が必要。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

りんごの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」(Federal Food, Drug and Cosmetic Act)、「植物検疫法」(Plant Protection Act)の規制を受ける。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

米国では、2001年9月11日の同時多発テロ、その後の炭疽菌事件以降、セキュリティを強化し、多くの法律が制定されるなど、危機管理の強化が進められている。食品の輸入も例外ではなく、2002年に「バイオテロ法」が制定され、食品関連施設の登録、食品輸入の事前通告、食品に関する記録の整備・保持などが求められている<sup>2</sup>。

#### (7) 食品施設登録

##### (i) 登録の対象

米国内において人や動物によって消費される食品を、製造、加工、梱包、保管する米国内外の施設は、米国健康福祉省食品医薬品局(FDA)に登録しなければならない(「バイオテロ法」§305およびこれにより追加された「連邦食品・医薬品・化粧品法」§415ほか)。

りんごを輸出する場合、包装、箱詰めを行う共同施設、共同保管施設などが登録に必要な施設に該当する。

農場は、登録が必要な施設に含まれないため、個々の農家が登録を行う必要は原則としてない。「農場」とは、農産物の栽培、収穫のために使用する土地にある施設で、洗浄、外葉の切り取り、農産物の冷蔵も収穫作業とみなされる。また、「農場」には、同一所有者のもとで栽培される食品を梱包または保管する施設も含まれるので、個々の農家が自ら輸出するために梱包や保管をする場合には施設登録の対象にはならない。

ただし、FDAは、くん蒸処理を製造・加工作業の一つとみなしており、この考え方によれば、りんごについて農場内でくん蒸処理をする場合には、施設登録が求められる可能性がある。

製造・加工、梱包を行う施設であっても、米国への輸出の前にさらに日本国内の他の施設で製造・加工、梱包を行う場合(例えば、最初の場所でラベル貼りをし、別の場所で箱詰めを行う場合)、後者の施設のみが登録の対象となる。ただし、後者の加工や包装が、単なるラベル貼りなど最小限のものである場合には、両方の施設が登録の対象となる。

<sup>2</sup> 「バイオテロ法」の条文、関連規則、運用方針などについては、FDAのウェブサイト(<http://www.fda.gov/oc/bioterrorism/bioact.html>)で参照可能。また、JETROのウェブサイト(<http://www.jetro.go.jp/ag/j/theme/bioterrorism/index.html>)でも適宜情報提供している。



(ii) 登録手続き

登録は、施設に責任を有する所有者、管理者、代理人またはこれらの者に権限を委任されたものが行う（米国内の代理人でも可<sup>3)</sup>）。

施設の登録は、フォーム 3537（添付資料参照）を用いてオンライン、書面または CD-ROM で行うことができる。書面または CD-ROM での登録は、オンラインでの登録と比較して時間を要する。電話や面会による登録は不可。

オンライン登録は、FDA のウェブサイト <http://www.access.fda.gov/> または <http://www.cfsan.fda.gov/~furl/ovffreg.html#create> から行える。

オンライン登録ヘルプデスクは、平日の米国東部標準時午前 7 時から午後 11 時まで受け付けている。

オンライン登録ヘルプデスクへのコンタクト	
電話	米国内：1-800-216-7331 または 1-301-575-0156 米国外：1-301-575-0156
FAX	301-210-0247
E-mail	<a href="http://www.cfsan.fda.gov/~furl/helpf2.html">http://www.cfsan.fda.gov/~furl/helpf2.html</a> からフォームに 入力
ウェブ登録の マニュアル	<a href="http://www.cfsan.fda.gov/~furlst/tut-toc.html">http://www.cfsan.fda.gov/~furlst/tut-toc.html</a> で参照可能

書面での申請を希望する場合、FDA に対し、書面もしくは電話にてフォーム 3537 のコピーを要求できる。入手したフォームに必要な事項を記載し、下記住所に郵送もしくは 1-301-210-0247 に FAX する。

フォームの要求	
郵送	宛先 U.S. Food and Drug Administration HFS-681 5600 Fishers Lane Rockville, MD 20857 USA
電話	1-800-216-7331 または 1-301-575-0156 (米国東部標準時午前 7 時から午後 11 時)

CD-ROM の郵送による登録には、各種の条件があり、多少煩雑であるが、複数の施設を一度に登録することができる。手続きの詳細は、ウェブサイト <http://www.cfsan.fda.gov/~furl/papercd.html> に掲載されている。

(iii) 登録が必要な情報

FDA は施設登録に際し、以下の情報の提供を要求している。

- 施設の名前、住所、電話番号、緊急連絡用電話番号
- 親会社の名前、住所、電話番号（該当時のみ）
- 所有者、管理者、委任された代理人の名前、住所、電話番号

<sup>3)</sup> 米国外に所在する施設については、米国に所在する代理人を立てることが義務付けられており、通関業者や輸入業者が代理人となって申請するケースや FDA への登録等を専門に代行する業者に有料で依頼するケースもある。

- 施設が使用するすべての商号
- 該当する食品分類
- 国外施設は、さらに米国代理人の名前、住所、電話番号を提出する必要があるほか、緊急時連絡先とする担当者を任命しない場合は、米国代理人の緊急連絡先電話番号も提出する必要がある。
- 提出された情報が真実かつ正確であり、登録を提出する者が登録を提出する権限があることを宣誓するステートメント

FDA は、上記の必要事項のほかに施設の E-mail アドレスなどの任意登録を求めている。この要求に法的に従う必要はないが、FDA は登録を勧めている。

#### (iv) 登録番号

FDA は、登録された個々の施設に対して登録番号を割り当てる。この登録番号は次に述べる(i) の輸入事前通告で必要となる。登録を受けていない外国施設から持ち込まれた食品は輸入拒否の対象となり、FDA または税関による指示がない限り、輸入港で差し止められる。

#### (v) 登録の更新

上記の登録が必要な情報に変更があった場合には、(ii) の手続きに準じて 60 日以内に登録情報を更新する必要がある。変更の場合もフォーム 3537 を用いる。登録を取り消す場合にはフォーム 3537a (添付資料参照) を用いる。なお、施設の所有者に変更があった場合には、いったん登録を取り消し、新所有者が再度登録を行う必要がある。

### (i) 輸入事前通告

#### (i) 事前通告の対象

米国へ輸入される、人・動物用の食品は FDA に事前に通告しなければならない（「バイオテロ法」 § 307 およびこれにより修正された「連邦食品・医薬品・化粧品法」 § 801 ほか）。

商業的な輸入は、市場調査用のサンプル品を含めすべて対象となるため、りんごの米国への商業的な輸入に当たっては、FDA に事前通告を行う必要がある。

#### (ii) 事前通告の手続き

事前通告は、生産者、輸出業者、通関業者、輸入業者、米国代理人など誰でも提出可能。米国内の通関業者か輸入業者が行うのが一般的。

事前通告 (prior notice) という名称の通り、食品が米国の到着港 (Port of Arrival) に到着する前に、FDA により通告が受け取られ、確認されていなければならない。提出期限は、輸送形態に応じて異なり、食品到着の 5 日前から以下の時間までに通告を行う必要がある。

- 道路輸送の場合は到着の最低 2 時間前まで
- 航空や鉄道輸送の場合は到着の最低 4 時間前まで
- 海上輸送の場合は到着の最低 8 時間前まで

事前通告は、以下のいずれかのシステムを通じて行う。

- 税関の自動通関システム（ABI/ACS、通関業者と税関とをオンラインで結ぶシステムで通関業者が必要な情報を入力する。）
- FDA の事前通告システムインターフェイス  
(<http://www.access.fda.gov> または  
<http://www.cfsan.fda.gov/~pn/pnoview.html>)

現状では通関業者が前者のシステムを使って事前通告を行うケースが多い。

FDA は事前通告のやり方を説明する「オンラインチュートリアル」を用意している (<http://www.cfsan.fda.gov/~pnpts/pnsitut.html>)。また、オンライン事前通告ヘルプデスクが、平日の米国東部標準時午前 7 時から午後 11 時まで受け付けている。

オンライン事前通告ヘルプデスクへのコンタクト	
電話	米国内：1-800-216-7331 または 1-301-575-0156 米国外：1-301-575-0156
FAX	301-210-0247
E-mail	<a href="http://www.cfsan.fda.gov/~furls/helpf2.html">http://www.cfsan.fda.gov/~furls/helpf2.html</a> からフォームに入力

(iii) 事前通告に必要な情報

事前通告に必要な情報は、次の通り。

- ・ 事前通告の提出者を確認する情報：
  - 氏名、業務住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス、会社名および住所（該当時のみ）
- ・ 送信者（提出者と送信者が異なる場合）を確認する情報
  - 氏名、会社名（該当時のみ）と業務住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス
  - 通関タイプ、税関国境保全局確認情報(CBP Identifier)  
※該当時のみ
- ・ 食品の確認情報
  - (すべての食品の事前通告に必要な情報)
    - FDA 商品コード
    - 慣用名、または市場名
    - (パッケージ、コンテナ単位) 推定数量
    - 荷主の氏名、住所、登録番号（該当時のみ）
    - 食品の出荷元国
    - 到着予定情報（場所、日付、時刻）
    - 輸入業者、荷主、最終荷受人の氏名、住所
    - 運送業者の確認情報および輸送形態
    - 計画出荷情報
  - (天然の状態にない食品の事前通告に必要な情報)
    - 製造・梱包者等の氏名、住所、登録番号 ((7) の食品施設登録で登録した番号)

(天然の状態にある食品の事前通告に必要な情報)

生産者名、生産地 (既知の場合)

原産国

(iv) 事前通告確認番号

事前通告に必要な情報を提出すると、確認番号を含む確認書を FDA から直接もしくは税関の自動通関システムを通じて得ることになる。事前通告が不適切な場合には、輸入拒否の対象となり、FDA または税関による指示がない限り、輸入港または安全な施設に留置される。なお、この確認書は、書面上事前通告が完了したということを意味するにすぎず、通告の内容が正確であると FDA が認めたわけではなく、また、②の検査手続きを免除するものでもないことに留意が必要である。

(v) 事前通告後の情報変更があった場合

一度事前通告の確認書が FDA から発行されると、通告した情報の変更はできない。このため、推定数量、到着予定情報、計画出荷情報以外の情報に変更があった場合には、新規に事前通告をしなければならない。その際、前の事前通告については、FDA はキャンセルすることを勧めている。

(f) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」では、食品の製造、加工、包装、流通、荷受、保管、輸入業者は、食品をどこから仕入れ、どこへ出荷したかを記録しなければならないとしている。2004年12月6日に FDA が公表した最終規則<sup>4</sup>によれば、記録を保持する義務があるのは以下に該当するものである。

- 米国内で食品を製造、加工、包装、運送、配送、受け取り、保管もしくは輸入しようとする米国人 (法人を含む)。
- 米国内に食品を持ち込む外国人 (法人を含む)。

直接米国に食品を持ち込まない外国人は対象とならない (このため、通常日本国内の生産者、流通業者には記録保持義務はない)。

また、食品に不正があり、人間や動物にとって健康への悪影響や死亡などの重大な危険があると FDA が判断した場合、FDA は記録または関連情報の提出を求められることができる。関係業者は、FDA からの要求があった場合、24 時間以内にそれらを提供しなければならない。

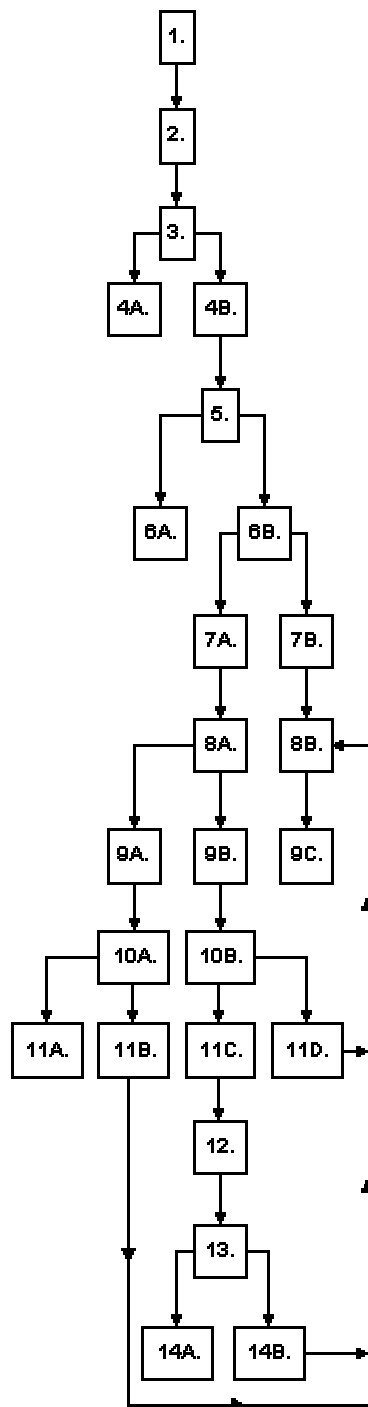
記録の様式は特に指定されておらず、必要な情報が含まれていればよいとされている。新たな書類を作成する必要はなく、既存の書類 (例えば、注文書、船荷証券、船積書類等) を記録として用いることが可能。また、電子的な情報でも可。

また、記録の保存期間は、食品の腐りやすさなどによって決められており、外国人も対象となる輸送者については、60 日以内に品質劣化が進む食品に関する記録は当該食品の入手、発送から 6 カ月間、それ以外は 1 年間となっている。

規制の適用期日は、フルタイム換算従業員数が 10 名以下の企業については 2006 年 12 月 9 日から、同従業員数が 11~500 名の企業は 2006 年 6 月 9 日から、501 名以上の企業は 2005 年 12 月 9 日からとされている。

<sup>4</sup> <http://www.fda.gov/bbs/topics/news/2004/NEW01143.html>

② 食品衛生等に関する通関上の手続き



食品衛生に関する米国への食品一般の輸入手続きは、FDA と税関の連携の下に実施されている。

(ア) 手続き

FDA 関連の具体的な手続きは左図のとおりである（「連邦食品・医薬品・化粧品法」第 801、21CFR パート 1<sup>5</sup>ほか）。

以下、順を追って説明する。

1. 輸入業者等は、輸入品が到着する 5 日（営業日）前から税関に輸入に関する申請書を提出できる。また、FDA に対し、「バイオテロ法」に基づく事前通告を行う必要がある。

2. FDA は、税関から輸入申請書の原本のコピー、輸入品のインボイスのコピー、「バイオテロ法」に基づく事前通告により食品が輸入される通知を受ける。

3. FDA は、輸入申請書を審査して輸入品を到着地検査、サンプリング検査等が必要かどうか決定する。

4A. 検査の必要がない場合、FDA は税関および輸入業者等に「通関可能（May Proceed Notice）」と通知する。

4B. FDA は検査が必要な場合、税関および輸入業者等にその旨通知する。この場合、サンプリング検査が必要であるときには「サンプリング検査（Notice of Sampling）」と通知する。サンプリング検査が必要との通知を受けた輸入品は、到着地において手をつけられずに留め置かれる。輸入業者等は、輸入品を到着地から別の場所（税関指定の倉庫等）に移動させることができる。

5. 移動した場所でサンプリングが行われた後、サンプルは FDA の実験室に運ばれ、検査が行われる。

6A. サンプリング検査の結果、輸入品が FDA の規制に適合している場合、FDA は税関および輸入業者等に通関

可能と通知する。

<sup>5</sup> CFR は、連邦規則（Code of Federal Regulation）の略。それぞれの規則は、<http://www.access.gpo.gov/nara/cfr/cfr-table-search.html#page1> で検索及び閲覧可能。

6B. 規制に適合していない場合、FDA は税関および輸入業者等に留置とヒアリングの実施告知（**Notice of Detention and Hearing**）を行う。告知においては、規則違反の詳細が明らかにされるとともに、輸入業者等に輸入品の通関のための証言の準備期間として 10 日間が与えられる。

7A. 輸入業者、輸入品の所有者等は、留置とヒアリングの告知に対して文書または口頭で返答を行う。

7B. 輸入業者、輸入品の所有者等が、留置とヒアリングの告知に対して返答しなかったり、ヒアリング期間の延長を要求しなかった場合は、8B へ。

8A. FDA は、輸入品が許容できるものであるかについてヒアリングを行う。輸入業者等は、輸入品は FDA の規制に合致していることを示す証拠書類を提出する。

8B. FDA は、輸入業者等に対して輸入不許可を通告する。

9A. 輸入業者が、輸入品が規則に適合しているとする証拠を示し、それが信頼できる実験機関によって検査され、食品添加物の使用量等が FDA の基準の範囲以内にあることが証明された分析結果である場合は、10A へ。

9B. 輸入業者はヒアリングの結果、再加工、表示の張り替え等による FDA の規制に適合させるための修正作業、または非食用への転用が必要な場合、これについての許可を FDA に申請する（**FDA Form FD 766**）。

9C. FDA は、税関から輸出、破棄の確認を受け取る。輸出または破棄は税関の指揮の下に行われる。

10A. FDA は、ヒアリングの結果を受け、規則に適合しているか追加サンプリング検査を行う。

10B. 輸入業者等から提出された修正作業申請を審査する。

11A. 追加サンプリング検査の結果、規制に適合している場合、FDA は、税関および輸入業者等に「留め置かれたが輸入可能（**Originally Detained and Now Released**）」の通知を行う。

11B. 追加サンプリング検査の結果が規制に適合していない場合、9B 以下の手続きが取られるか、FDA により「輸入不許可（**Notice of Refusal of Admission**）」（8B）が通知される。

11C. 修正作業申請が許可されれば「輸入品は FDA 輸入許可の通知を受けるまで手をつけてはならない（**Merchandise Should Be Held Intact Pending the Receipt of FDA's Release Notice**）」と通知される。

11D. 修正作業が不許可の場合、修正作業に有意義な改善点がない限り、再修正申請は認められない。

12. 輸入業者は全ての修正作業を完了し、FDA に、商品検査・サンプル調査の用意が出来ていることを伝える。

13. FDA は許可された修正作業通りに作業がなされているか、フォローアップ検査・サンプリング検査を行う。

14A. FDA の検査で適合していれば税関および輸入業者に“輸入可能 (Release Notice)” が通知される。

14B. FDA の検査で不適合だった場合、輸入不許可 (8B)。

#### (i) 運用の実態

りんごのような生鮮果実の場合、農務省による植物検疫が行われることもあって、FDA によってサンプリング検査等が行われるケースは少ない。このため、到着日かその翌日に FDA から通関可能の通知があることが多い。ただし、腐敗しているなど、食品衛生上の問題が予見され、サンプリング検査が行われる場合には時間を要する。

### ③ 植物検疫

りんごなどの生鮮果物や野菜は、植物の病害虫のまん延を防止するため、植物検疫の対象となる (植物検疫法および 7CFR § 319 ほか)。

具体的には、りんごを含め、生鮮野菜や果物の輸入は原則として禁止されており、一部の品目を除き、個別に輸入の許可 (permit) を事前に取得して輸入する必要があるほか、品目や生産地域ごとにくん蒸などの条件を課される場合もある。日本からの果実および野菜の輸入については、米国農務省 (USDA) の動植物検査局 (APHIS) が業務用として作成している国別リスト (添付資料の「植物検疫上、米国に輸入が認められる品目リスト」参照) により輸入の可否が判断できる<sup>6</sup>。

また、許可を受けて輸入する場合であっても、到着港において、CBP (税関国境保全局)<sup>7</sup>の担当官の検査を受ける必要があり、病害虫の存在が確認された場合、消毒を命ぜられる、もしくは入国を拒否される場合がある。

#### (7) りんごに関する検疫条件等

---

<sup>6</sup> 当該リストは、もともとは、USDA で危険度解析を既に済ませた品目のリストであり、記載されている品目について輸入許可の申請があった場合には、危険度解析を行うことなく輸入許可を出すことを意味している。このため、このリストに記載されていない品目でも、USDA で危険度解析を行って輸入許可を出すこともあり得る (USDA もこれを否定していない)。但し、実際に輸入許可がなされた事例も存在するが、一般的にはリストに存在しない品目については、許可を取得することは困難である。

<sup>7</sup> 従来、通関時の検査業務は、USDA が行ってきたが、2003 年の国土安全保障省の設置に伴い、同省の CBP (税関国境保全局) に移管されている。ただし、USDA によれば、移管されたのは、輸入品に検疫対象物が含まれているか否かの一次的なチェックや明らかに輸入が禁止されているものの取り締まり機能などであり、検疫対象物に該当するか否かや検査結果を受けた処分の決定などの最終的な権限は、依然として USDA が有しているとのことである。

りんごに関しては、1994年8月に日米双方でりんご輸入が解禁されたことに伴い、日本（奄美、沖縄諸島を除く）からは、ふじりんごに限って、二国間協議で決定された以下の条件のもとに輸入が可能となっている<sup>8</sup>。

- 園地検査（収穫期は日米合同の検査）
- 1.1℃以下で40日間以上の低温処理
- 臭化メチルくん蒸
- 日米合同輸出検査
- 植物検疫証明書の添付

さらに、りんごに関して、X線照射による消毒を米国入国時に行うことを意図している場合、アラバマ、アリゾナ、カリフォルニア、フロリダ、ジョージア（アトランタを除く）、ケンタッキー、ルイジアナ、ミシシッピ（ガルフポートを除く）、ネバダ、ニューメキシコ、ノースカロライナ（ウィルミントンを除く）、サウスカロライナ、テネシー、テキサス（ダラス/フォートワース空港で積み替える場合を除く）およびバージニアの各州で、これを行ったり、消毒前に通過したりすることはできない。

こうした検疫条件の対象となっている病害虫は、赤星病、灰星病、モモシクイガ、リンゴコカクモンハマキ、モモノゴマダラノメイガ、カンザワハダニ、オウトウハダニなどである。

また、グアム、北マリアナ諸島に関しては、このような条件なしに輸入が可能であり、りんごの種類にも限定はない。

#### (イ) 輸入許可の取得

りんごの輸入に当たっては、事前にUSDAの輸入許可（permit）を取得する必要がある。通常は、米国側の輸入業者が申請し、取得するのが一般的である。

輸入許可の申請は、PPQフォーム587（添付資料参照。USDAのウェブサイト<http://www.aphis.usda.gov/ppq/permits/index.html>で入手可能。）に必要事項を記載して、オンライン、FAXまたは郵送で行う。

輸入許可の申請方法	
オンライン	<a href="http://www.aphis.usda.gov/ppq/permits/fruits_veg/index.html">http://www.aphis.usda.gov/ppq/permits/fruits_veg/index.html</a> からAPHIS Import Authorization Systemに入り、フォームに入力。このサイトで申請の処理状況の確認も可能。
FAX	301-734-5786
郵送	以下の宛先に郵送する。 Permit Request USDA, APHIS, PPQ 4700 River Road, Unit 133 Riverdale, MD 207371, U.S.A.

PPQフォーム587に記載すべき事項は以下のとおり。

- 申請者の名前、米国内の住所
- 新規、更新、修正の別

<sup>8</sup> 日本からの輸出に当たっての条件の詳細については、農林水産省植物防疫所<http://www.pps.go.jp/>に問い合わせられたい。



- 輸入品の原産国
- 輸入品の学術名
- 植物体の部分の別（種、球根、果実など）
- 米国内の到着港
- 使用目的（消費用、研究用など）
- 貨物の別（船便、航空便など）

輸入許可の取得に要する時間は、それぞれの申請ごとに様々であるが、在米の日系輸入業者によれば、3～4週間かかる場合もあるとのことである。

輸入許可は、原則5年間有効である。個々の輸入行為ごとに取得する必要はなく、同一の輸入業者が許可証に記された品目を輸入する場合、有効期間の範囲内で何度でも輸入可能。また、必ずしもりんご、みかんなど個別の品目ごとに取得する必要はなく、例えば、「USDAの国別リスト掲載の品目すべて」といったような取得の仕方もある。

輸入に当たっては、貨物ごとに輸入許可証のコピーの添付を求められる。

輸入許可に関しては、USDAが877-770-5990で問い合わせを受け付けている。

#### (ウ) 検疫

野菜や果物が米国内の到着地に到着した場合、輸入許可受給者またはその代理人はUSDAに対し、税関を通じて着地通報を提出しなければならない。通報には輸入許可の番号、野菜や果物の種類、量またはコンテナの数、原産国、到着日、便名、積荷が下ろされるドック等の名称や番号、輸入業者や仲介業者の名称などの情報が必要である。

通報は通常、税関の自動通関システム(p.4参照)により通関業者が行っている。

通報を受けた後のCBP検査官およびUSDA検疫官の対応は、USDAの検疫官用のマニュアル<sup>9</sup>によると、以下のとおり（生鮮野菜・果物の商業用貨物のケースに限定）。

- 1 貨物が米国外で事前に米国検疫官の検査を受けているか確認。受けている場合は、輸入を認める。受けていない場合は2へ。
- 2 前述の国別リストで米国への持込が許されているか確認。許されていない場合、輸入差し止め。許されている場合は3へ。
- 3 輸入許可証があるか確認。
- 4 野菜や果物を調べて申請書類と一致するかどうかを確認。違法な種類の野菜や果物が混入していた場合には輸入差し止め。また、積荷が腐っていないかなど確認し、状態が悪ければ輸入差し止め。特に問題がなければ5へ。
- 5 病害虫の確認のためのサンプルの採取。原則は積荷の2%を採取。検査官は、積荷が多い場合にはサンプルの採取率を減らし、積荷が少ない場合は増やしても良い。また、初めての輸入業者や初めての輸入品の場合には、サンプルを増やしても良い。
- 6 サンプル検査の実施。昆虫、ダニ、線虫、害草、病原体、土など、あらゆるタイプの病害虫と汚染物の存在を調べる。対象となっている野菜や果物

<sup>9</sup> [http://www.aphis.usda.gov/ppq/manuals/pdf\\_files/FV\\_Chapters.htm](http://www.aphis.usda.gov/ppq/manuals/pdf_files/FV_Chapters.htm)

に害を及ぼさなくても、他の植物に影響を及ぼす病害虫がたまたま紛れ込んでいることもあるので、厳重に検査する。

- 7 上記6で何も発見されなかった場合、輸入を認める。
- 8 上記6で野菜や果物以外の植物体の一部（例：りんごの葉）、土、輸入が認められない他の植物の一部の混入が見つかった場合、貨物は留め置かれ、こうしたものを取り除いた上で輸入が認められるか、場合によっては輸入差し止めとなる。
- 9 6で昆虫、病原体などが発見された場合、消毒するか、輸入差し止めとなる。

こうした輸入検疫に要する時間は、到着地、貨物の形態（船便か航空機か）、到着時間によってさまざまであるが、早ければ到着日中、遅くとも到着後2、3日で終了することが通常である。

## (2) 販売時の規制および手続き

りんごを含む生鮮果実・野菜の販売に際しては、「連邦食品・医薬品・化粧品法」の適用を受ける。

同法により、有害・有毒な物質を含有する食品や不衛生な食品を販売することは、禁止されている。

また、残留農薬についても同法および「連邦農薬・殺菌剤・殺鼠剤法」(Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act)で規制されており、農薬の所管省庁である環境保護庁(EPA, Environmental Protection Agency)が残留農薬の法的許容量を設定している(40CFR パート 180)。

USDAの海外農業局(Foreign Agriculture Service, FAS)のウェブサイトでは、米国を含む各国について個別農産物ごとの残留農薬の基準を検索できる<sup>10</sup>(個別農産品ごとの残留基準は、従来環境保護庁が整理して公表しているが、2004年12月1日現在、更新作業のため公表が停止されている。)

残留農薬の監視、規制はFDAが行っており、サンプリング検査の結果、許容量を上回った場合は、通関港での積荷保留、焼却、国内での販売停止の命令、没収などの措置がとられる。

販売時の表示に関しては、4参照。

## (3) 所管官公庁

「バイオテロ法」および「連邦食品・医薬品・化粧品法」(農薬の残留規制を含む。)

健康福祉省食品医薬品局

(Department of Health and Human Services, Food and Drug Administration)

TEL 888-463-6332 (本部)

301-436-2600 (輸入関連)

301-827-1301 (農薬関連)

<http://www.fda.gov/default.htm>

植物検疫法

<sup>10</sup> <http://mrldatabase.com/query.cfm> で参照可能。

農務省動植物検査局

(Department of Agriculture, Animal and Plant Inspection Service)

TEL 877-770-5990 (Permit 関連)

<http://www.aphis.usda.gov/index.html>

農薬の残留基準の設定

環境保護庁 (Environmental Protection Agency)

TEL:703-305-7090 (農薬関連)

<http://www.epa.gov/pesticides/> (農薬関連)

原産国表示、有機農産物、規格、GAPs

農務省農業マーケティング局

(Department of Agriculture, Agricultural Marketing Service)

TEL:202-720-4722 (Fruit and Vegetable Program)

<http://www.ams.usda.gov/fv/> (Fruit and Vegetable Program)

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs (Good Agricultural Practices) とは、安全な生鮮野菜や生鮮果物を生産するために必要な、基本的な環境上および農作業上の状態 (習慣) のことである。こうした GAPs を確立し、生産段階における病原微生物などの危害を最小限に抑えるため、農業生産の作業行程ごとに想定される危害要因とその対応策を示したガイドラインに沿って生産作業を行う取組みが行われている。この取組みの大本となるガイドラインとして、1998年にFDAが中心になって、「生鮮果物と野菜について細菌による安全性に対する危害を最小限にするためのガイド」(Guide to Minimize Microbial Food Safety Hazard for Fresh Fruits and Vegetables)<sup>11</sup>を取りまとめている。このガイドには、農場や生鮮品の洗浄過程で使用する水や肥料の取り扱い、包装施設の衛生管理など、生鮮品の育成、収穫、洗浄、選別、包装および運搬の各段階での留意事項が記載されている。

このガイドは、米国に輸入される生鮮品も対象としているが、米国産品であっても、輸入品であってもこれに従うか否かは任意であり、米国への輸入に当たってこのガイドに関して公的機関から何らかの要求がなされることはない。ただし、輸入業者などによっては、このガイドに沿った取組みを生産者側に求めるケースもあるようである。

なお、このほかに、りんごに関して、業界内で独自の基準があるとの情報はないが、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

#### 4. 表示方法

##### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

###### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「栄養表示教育法(Nutrition Labeling and Education Act of 1990)」および21CFR § 101等に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表

<sup>11</sup> <http://vm.cfsan.fda.gov/%7Edms/prodguid.html%20> 参照

示」を表示することが義務付けられているが、りんごを含む生鮮果実については、これに代わり、栄養表示の自発的な表示（後述の 4.(2) ①参照）が求められている。

## ② 原産国表示

輸入食品については、「1930年関税法（Tariff Act of 1930）」等に基づき、通関段階で、原産国の表示を行うことが義務付けられている。これに違反した場合、通関時に輸入を差し止められる場合がある。実際の運用としては、個々のりんご一つ一つに表示することまでは求められていないようであるが、コンテナや梱包してある箱に英語で原産国を表記することが求められる。この表示がない場合、税関の監督のもとで、積戻し、廃棄、適切な表示の実施のいずれかが求められる。

また、小売段階の原産国表示を義務化する条項が「2002年農業法」に含まれており、りんごなど生鮮果実についても、当初2004年9月30日から義務づけられる予定であったが、その後議会で修正が行われ、2006年9月30日から実施予定となっている。ただし、この原産国表示義務化に対しては、議会内で賛成、反対の議員が鋭く対立しており、お互いに前倒し実施のための法案や廃止のための法案を提出して争っていることから、今後の動向を注視することが必要である（2004年12月1日現在）

## (2) 法律に基づく任意表示

### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDAは米国で最も消費量の多い果物・野菜のそれぞれ上位20種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している（21CFR § 101.43~45）。りんごもこの対象に含まれている。

栄養情報の提供を行うか否かは、販売業者の任意であるが、FDAは、60%以上の業者がこのような情報提供を行っていない場合、これを義務化している（96年のFDAの調査では、70%以上の小売店が何らかの情報提供をしているとしている。）。

### ② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって、りんごを含めた野菜・果実の格付け<sup>12</sup>が行われている。

りんごについては、色合い<sup>13</sup>、熟度、汚れ、形、腐れなどに応じて、以下の4段階の格付け<sup>14</sup>が存在する（上に行くほど高品質）。

- U.S Extra Fancy
- U.S Fancy
- U.S No.1
- U.S Utility

<sup>12</sup> 格付け制度の詳細については、<http://www.ams.usda.gov/fv/fvstand.htm> 参照。

<sup>13</sup> 色合いについては、りんごの品種ごとに基準が設けられているが、ふじりんごに関しては特に基準が存在しない。

<sup>14</sup> りんごの格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/apples.pdf> 参照。

格付けは、連邦職員または連邦と協定を締結した各州の格付け担当官によって、産地や卸売市場において行われる（有料）。りんごに関する格付けは卸売段階で利用されることが多く、小売段階で表示されている例は少ない。

なお、格付けの名称「U.S.O.O」からも明らかのように、りんごの格付けは、米国産品を対象としている。

### ③ 有機食品に関する表示規則

食品に「Organic（有機）」と表示しようとする生産者および取扱業者は、「有機食品生産法」（1990年）に基づき、「全国有機プログラム」（2000年12月最終規則）に定める基準に従って生産・取り扱いを行い、かつ、農務省の信任した認証機関（以下「信任認証機関」）<sup>15</sup>の認証を受けなければならない。

現在、日本から輸入される農産物を対象とした信任認証機関は存在せず、また、日米両国政府の間で、日本の有機農産物の表示基準が米国のものと同様であるかどうかの協議が行われているところである。

参考までに、「全国有機プログラム」に定められた有機食品（生産野菜・果実関連）の基準は、以下のとおり<sup>16</sup>。

## (ア) 生産・取り扱いの基準

### 有機生産・取り扱いシステム計画

- ① 「100%有機」、「有機」、または「有機農産物使用」として販売・ラベリングまたは表示しようとする、生産または取扱事業に従事する生産業者または取扱業者は、原則として有機生産・取扱システム計画を、生産業者または取扱業者と信任認証機関との間で合意されるよう策定しなければならない。有機生産・取扱システム計画は本基準に合致していなければならない。
- ② 生産業者は、有機システム計画のための、他の連邦・州・地方政府の規範プログラムの基準に合致するよう準備された計画を代用してもよい。ただし、その計画が、この基準をすべて満たす場合に限る。

### 土地基準

- ① 禁止物質が作物の収穫から遡って3年間用いられていない。
- ② 作物と禁止物質との接触を防止するため、境界およびバッファゾーンがなければならない。

### 土地の肥沃度および作物の栄養管理実務基準

- ① 生産業者は、物理的、化学的、生物学的に土の状態を維持・改善し、かつ土の腐敗を最小限にするような耕作・栽培方法を選択・実施しなければならない。
- ② 生産業者は、作物ローテーション、被覆作物、動植物性物質の利用を通じて、作物栄養分および土地の肥沃性を確保しなければならない。
- ③ 生産業者は、植物栄養分、病原微生物、重金属または禁止物質の残留物によって作物、土、水が汚染されないような方法で、土の有機物質を維持・改善するため動植物性物質を管理しなければならない。
- ④ 生産業者は、下水スラッジを使用してはならない。

### 種子・植込みストック基準

- 生産業者は、原則として有機的に作られた種子、一年生苗木、および植込みストックを使用しなければならない。

<sup>15</sup> 信任認証機関のリストについては、<http://www.ams.usda.gov/nop/CertifyingAgents/Accredited.html> 参照。


<sup>16</sup> 詳細は、<http://www.ams.usda.gov/nop/indexIE.htm> 参照。

<p><b>作物ローテーション実務基準</b></p> <p>○生産業者は、土の有機物質体を維持・改善、害虫管理、腐敗制御等の機能を備える作物ローテーションを実施しなければならない。</p> <p><b>作物害虫・雑草・病原管理実務基準</b></p> <p>○生産業者は、作物害虫・雑草・病原体を予防するため、作物ローテーション、衛生措置、作物の健康を高める栽培上の慣行等を含む管理慣行を使用しなければならない。</p> <p><b>野生作物収穫実務基準</b></p> <p>○有機として販売され、ラベリングされ、表示される野生作物は、収穫に先立つ3年間禁止物質が使用されていない指定地域から収穫されなければならない。</p>
---

(イ) 有機取扱基準

<p><b>有機取扱基準</b></p> <p>○放射線を使用してはいけない。</p> <p><b>施設害虫管理実務基準</b></p> <p>①有機施設の生産業者または取扱業者は、害虫を予防するため、害虫の生育地、食料源の除去、害虫の増殖を防ぐための環境要因管理等の管理業務を実施しなければならない。</p> <p>②害虫管理には罌、光、音等物理的コントロール等を用いてもよい。</p> <p>③上記の手法が施設害虫の予防・防御に効果的でない場合には国家リストにない合成物質を用いてもよい。ただし、取扱業者および認証機関が使用する物質、使用方法、有機生産物および成分に接触しないようにする手段に関して合意すること。</p> <p><b>禁止物質との混合・接触予防の実務基準</b></p> <p>○有機取扱事業の取扱業者は、有機農産物と非有機農産物の混合を防ぐため、かつ、有機農産物を禁止物質との接触から保護するために、必要な措置を実施しなければならない。</p>
---

(ウ) 表示の基準

<p><b>100%有機として販売、表示する製品</b></p> <p>○100%有機と表示するためには、水分、塩分を除いた重量もしくは液体容積ベースで100%が有機でないとならない。また、農務省の有機マーク（右図参照）をつけることが出来る。</p> <p><b>有機として販売、表示する製品</b></p> <p>○有機と表示するためには、水分、塩分を除いた重量もしくは液体容積ベースで95%以上が有機でないとならない。また、農務省の有機マークをつけることが出来る。</p> <p><b>有機農業製品使用として販売、表示する製品</b></p> <p>○有機農業製品使用と表示するためには、水分、塩分を除いた重量もしくは液体容積ベースで70%以上が有機でないとならない。また、農務省の有機マークをつけることは出来ない。</p> <p><b>有機成分70%未満の製品</b></p> <p>○有機成分が、水分、塩分を除いた重量もしくは液体容積ベースで70%未満</p>	
--	---

の製品については、成分表示欄に各有機成分を明記する。農務省の有機マークをつけることは出来ない。

### (3) 業界自主表示および手続き

#### ① PLU コード (番号)

通常バラで流通する野菜や果物などには、流通段階での商品管理を行うため、4桁または5桁のPLUコード (Price Look-Up code) が付されることがある。この番号は、野菜や果物の種類を示すもので、種類によっては大きさ (重さ) などですらに細分される場合もある (基本的にはどの生産者が出荷する場合でも同じ種類であれば同じ番号)。

この番号を管理しているのは、IFPC (International Federation For Produce Coding) という団体<sup>17</sup>で、米国、カナダのほか、南米等でも用いられている。番号の使用は任意であるが、卸売業者やスーパーマーケットなどは商品管理のために導入しているところが多く、IFPCによれば、全米に流通する8割の野菜や果物にはこの番号が添付されているのではないかということであった (2004年10月31日現在)。

PLUコードは、通常、出荷する生産者 (団体) または卸売業者がシールを作製し、商品を流通させる際に個々の個体に貼り付けるか、商品が梱包された箱に商品の個数分のシールを同封し、小売店等で個別に貼り付けることが多いが、小売店でシールを作製する場合もある。

番号は、通常4桁で、オーガニック (有機) の場合にはこの4桁の数字の頭に“9”を、遺伝子組換えの場合は“8”を加えることとされている。

IFPCは、PLUコードのシールを作製する場合の注意事項として以下の事項を推奨している。

- できるなら枠で囲うようにし、数字の頭には“#”のマークをつける。
- 読みやすさの観点から、個々の数字は14ポイント以上の大きさと、大きければ大きいほどよい。文字の幅は、高さの3分の1以下であってはならない。数字は背景と対照的な色合いとすること (理想は、白地に黒の数字)。

各野菜や果物のPLUコードは、IFPCのウェブサイト

<http://plu.plucodes.com/plucoding5/>で検索することができる<sup>18</sup>。

ふじりんごのPLUコードは、4129 (205g未満のもの) と4131 (205g以上のもの) が用いられている (下図参照。この図は米国産のFUJIりんごに貼られているシールの例。右側のマークは、オーガニックの場合)。



#### ② UPC コード

<sup>17</sup> <http://www.plucodes.com/>

<sup>18</sup> 野菜や果物種類によっては、“West”と“East”で番号を分けているものが存在する。これは、米国およびカナダ内の産地について東と西を分けるものであるが、日本産を含む両国外産品については、“West”の番号を使用する。

UPC コードは、通常バーコードを用いて表示される製品管理のための番号である。日本では、国際的な規格に従った 13 桁の JAN コード（2 桁の国別コード〔日本の場合 45 または 49〕、5 桁のメーカーコード、5 桁のアイテムコード、1 桁のチェックディジット〔誤読防止のための検査用数字〕）が用いられているが、米国では独自の 12 桁の UPC コードが用いられている。通常は 1 桁の NS コード（コードの管理機構を表す）、5 桁のメーカーコード、5 桁のアイテムコード、1 桁のチェックディジットで構成される。近い将来、米国も国際的な規格に従ったコードに変更する予定だが、明確な時期は未定（2004 年 10 月 31 日現在）。

野菜や果実については、複数個をパック売りする際などのラベルに記載されることがある（そういう意味では、米国内への輸入後の卸売業者、小売業者が添付することが多いため、PLU コードと比較すれば、日本からの野菜や果物の輸出時の手続きとの関連は低い）。PLU コードと異なり、商品ごとに番号が決まっているわけではなく、業者ごとに番号を取得する必要がある。

### ③ その他

日本人駐在員や日系人対象のスーパーなどでは、米国産りんごとの差別化を図るため、「日本産ふじりんご」や「〇〇県産ふじりんご」などと表示することがあるが、そのために必要な手続きは特にない。

## 5. 税制度

### (1) 関税

米国の関税は、①WTO 譲許税率が適用される一般税率、②FTA などにより認められる特惠関税率、③北朝鮮など特定の国に対する税率に分類され、日本は①の一般税率が適用される<sup>19</sup>。税率は、原則として、従量税と従価税で設定されている。従価税の計算に当たっては、FOB 価格（貨物の取引価格から、輸送料、保険料の実費等を除いた価格）が適用される。

日本から輸入される生鮮りんごに適用される関税率は、無税である。

### (2) 消費税

りんごなど、生鮮野菜・果物を含む食品の通関時には、消費税の徴収はない。

販売時の消費税は、州、自治体ごとに異なる。ニューヨーク市およびロサンゼルス市では生鮮野菜、果物を含む食品には原則として消費税は課されない（一般の品目に対する消費税はニューヨーク市で 8.625%、ロサンゼルス市で 8.25%）。一方、イリノイ州では食品に対しても課税され、シカゴで 2%（一般品目は 8.75%）、シカゴ郊外のアーリントンハイツでも 2%（一般品目は 8.25%）となっている（いずれも 2004 年 12 月 1 日現在）。

### (3) その他

通関に要する手数料である税関使用料（Merchandise Processing Fee）として、輸入申告額（FOB 価格）の 0.21% が徴収される。

また、船便で輸入する場合、港湾維持料（Harbor maintenance fee）として、輸入申告額（FOB 価格）の 0.125% が徴収される。

<sup>19</sup> 2004 年の関税率表については、<http://www.usitc.gov/tata/hts/bychapter/index.htm> 参照。



通関時の FDA による検査や USDA の植物検疫に係る検査は無料であるが、FDA の再検査料、倉庫に移して検査する場合の荷役料、保管料のほか、くん蒸、廃棄などに必要な費用は、荷主の負担となる（詳細については、それぞれの担当機関に要確認）。

## 6. 国内流通・取引慣行等

### (1) 国内マーケット事情

米国は、中国について世界第2位のりんご生産国である。生鮮りんごでは、ワシントン州での生産が6~7割を占め、ニューヨーク州、ミシガン州がこれに次ぐ。りんごそのものは、他の州も含め、全米の広い範囲で生産されているが、多くは加工用である。品種にもよるが、ワシントン州では、8月中旬から10月中旬にかけて収穫期を迎える。レッド・デリシャス(Red Delicious)やグラニー・スミス(Granny Smith)といった一般的な品種は、年間を通してスーパーなどで購入することができる。

消費者の好みを知る意味で、2004年のワシントン州の生産割合を見てみると、最も一般的で軽食向きの Red Delicious が40%、ゴールドデン・デリシャス(Golden Delicious)が17%、ケーキなどの焼き菓子用に適するガーラ(Gala)が14%、酸味が強く軽食向きの Granny Smith が12%、ふじが11%となっている。1980年代以降、大きさと甘さが消費者に受けたこともあって、ふじりんごの生産は急速に伸びている。

### (2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

りんごを含め、日本からの生鮮果実の輸入量は、現段階では小規模のため、日本の産地と契約した特定の輸入業者が輸入するという形式が一般的。スーパーなどが直接日本から買い付けるといった動きは現段階では目立っていない。

### (3) 新規参入時の留意点

りんごに関しては、植物検疫の関係で、ふじりんごしか輸入が認められていないことに注意が必要。また、輸出前に国内で充足すべき検疫条件がかなり厳しいため、事前に日本の農林水産省植物防疫所に相談することが必要である。

また、ふじりんごは米国では知名度はそれほど低くはないものの生産されており、日本産のものとは相当な価格差（2分の1以下）があるということを理解しておく必要がある。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<なし>

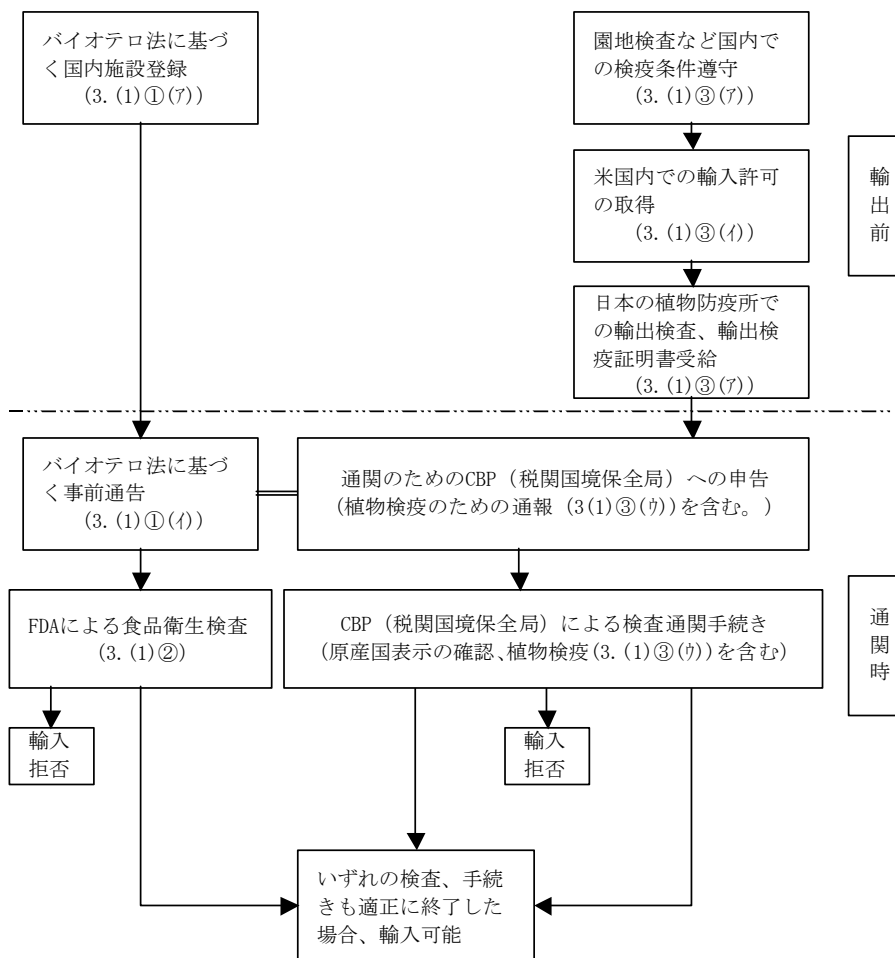
1. 品目の定義

ここでは、生鮮なしを対象とする。

関税番号	品目詳細
0808.20.20.00	4月1日から6月30日までの間の輸入
0808.20.40.00	その他

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で、確認を受けるべき厳しい検査条件が存在すること、「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であることなどに留意が必要。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

なしの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」の規制を受ける。登録の詳細については、りんごの章を参照。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

###### (ア) 食品施設登録

「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。詳細はりんごの章(p.2～4)参照。

###### (イ) 輸入事前通告

なしを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDA に事前に通告しなければならない。詳細はりんごの章(p.4～6)参照。

###### (ウ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章(p.6)参照。

##### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

なしを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDA と税関の連携の下に実施されている。詳細については、りんごの章(p.7～10) 参照。

##### ③ 植物検疫

###### (ア) なしに関する検疫条件等

なしに関しては、日米二国間協議により、以下の条件を満たす場合に限り米国への輸入が可能となっている<sup>20</sup>。

- 米国本土へは、福島、茨城、長野および鳥取県からのみ
- 品種は二十世紀、幸水、豊水、長十郎、新興、新世紀、新高、ゴールド二十世紀のみ
- 日本側植物防疫官による指定園地の検査
- 選果場および保管倉庫の指定
- 日米植物防疫官による合同園地検査および生果実の輸出検査
- 輸出用梱包への表示
- 輸出検疫証明書の添付（日米植物防疫官による証明書への裏書および追記が必要）

こうした検疫条件の対象となっている病害虫は、モモシクイガ、チャノココクモンハマキ、モモノゴマダラメイガ、マツモトコナカイガラムシ、その他同定不能なコナカイガラムシ、黒斑病、輪紋病、黒星病、灰星病などである。

---

<sup>20</sup> 日本からの輸出に当たっての条件の詳細については、農林水産省植物防疫所に問い合わせられたい。

(イ) 輸入許可の取得

なしの輸入に当たっては、事前に米国農務省 (USDA) の輸入許可 (permit) を取得する必要がある。詳細については、りんごの章(p.10~11)参照。

(ウ) 検疫

なしが、米国内の到着地に到着した場合、輸入許可受給者またはその代理人は、税関を通じて USDA に対し、着地通報を提出し、検疫を受けなければならない。その詳細は、りんごの章(p.11~12)参照。

(2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12) 参照。  
販売時の表示に関しては、4 参照。

(3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

(4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

#### 4. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示および手続き

① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、なしを含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

(2) 法律に基づく任意表示

① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。なしもこの対象に含まれている。

② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって、なしを含めた野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

なしについては、夏および秋に収穫される品種と冬に収穫される品種についてそれぞれ規格が設けられている<sup>21</sup>が、いずれも米国産が対象。

---

<sup>21</sup> 夏および秋に収穫される品種については、<http://www.ams.usda.gov/standards/pearsmer.pdf>、冬に収穫される品種については、<http://www.ams.usda.gov/standards/pearswin.pdf> 参照。

- ③ 有機食品に関する表示規則  
りんごの章(p.15~17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

日本のなし (Asian Pear) の PLU コードは、4406 (果実の色が白)、4407 (果実の色が黄色)、4408 (果実の色が茶色) が用いられている (下図参照)。



② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

③ その他

日本人駐在員や日系人対象のスーパーなどでは、米国産なしや韓国産なしとの差別化を図るため、「日本産なし」や「〇〇県産なし」などと表示する例はあるが、そのために必要な手続きはない。

5. 税制度

(1) 関税

日本から輸入される生鮮なしに適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0808.20.20.00	4月1日から6月30日までの間の輸入	無税
0808.20.40.00	その他	0.3セント/kg

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国は、中国、イタリアに次ぐ世界第3位のなし (洋なしを含む) 生産国であり、全世界の生産量の5%を占めている (2003年)。ほとんどの州で生産が行われて

いるが、生産量は太平洋岸に集中している。ワシントン州が最大の生産州で全米の40%を占め、カリフォルニア州、オレゴン州がこれに次ぐ。2003/2004年には、61%が生鮮用に振り向けられている。なしの収穫期は、8月のBartlett種に始まり、翌年のAnjouの初夏に終わる。

冬期に収穫されるなしの90%以上がワシントン州とオレゴン州で生産されるが、なかでも最も人気のあるのがGreen AnjouおよびBosc種である。夏に収穫される品種では、Green Bartlettの人気が高い。

アジア系の品種は、米国内でも生産されているほか、韓国からの輸入が多いようである。

## (2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

シカゴで鳥取なしを取り扱っている北米系輸入業者によれば、西海岸のロサンゼルスまたは東海岸のフィラデルフィア、ニューヨークで船から陸揚げした後、トラックで中西部まで輸送（東海岸から中西部までの輸送コストは250ドル/パレットとのこと）しており、その80%は特定の米系スーパーマーケットへ、残りは卸売市場などを通じて卸売業者へ流通させているとのことであった。仕入れ規模の小さい日系の小売業者などは、こうした市場を通じて卸売業者から調達しているものと考えられる。

なしを含め、日本からの生鮮果実の輸入量は、現段階では小規模のため、日本の産地と契約した特定の輸入業者が輸入するという形式が一般的。スーパーなどが直接日本から買い付けるといった動きは現段階では目立っていない。

## (3) 新規参入時の留意点

なしに関しては、植物検疫の関係で、特定の品種（二十世紀、幸水、豊水、長十郎、新興、新世紀、新高、ゴールド二十世紀）しか米国本土への輸入が認められていないこと、生産地も福島、茨城、長野および鳥取のみに限られることに留意すること。また、輸出前に国内で充足すべき検疫条件がかなり厳しいため、事前に日本の農林水産省植物防疫所に相談することが必要。

また、近年、韓国からの輸入が増加しているほか、Asian Pearが米国内で生産されていることから、価格面での競争が厳しいという実情は理解しておく必要がある。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、通常の場合と同様。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<みかん>

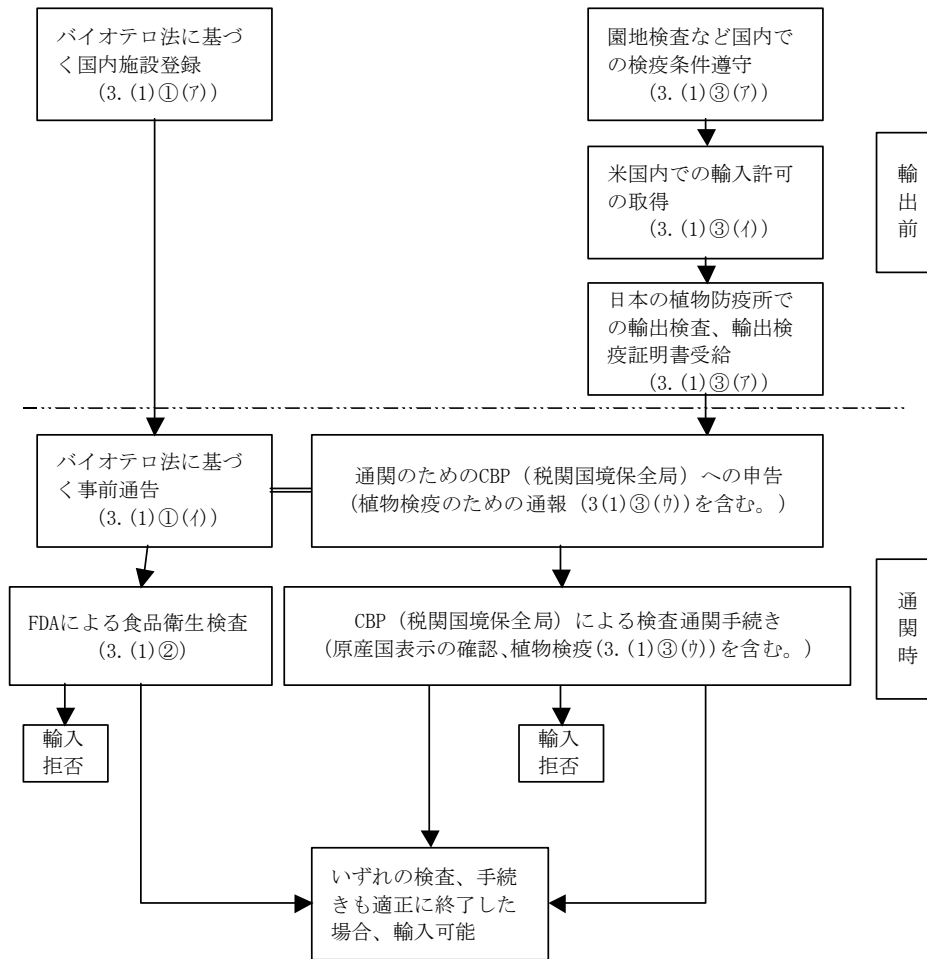
1. 品目の定義

ここでは、生鮮みかん（うんしゅうみかん）を対象とする。米国では、Satsuma または Unshiu などと呼ばれる。

関税番号	品目詳細
0805.20.00.40	マンダリン（タンジェリンを除き、satsuma を含む）、クレメンタインなど

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で、確認を受けるべき厳しい検疫条件が存在すること、「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であることなどに留意が必要。

3. 輸入・販売上の規制

## (1) 輸入の規制および手続き

みかんの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」の規制を受ける。

### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

#### (7) 食品施設登録

みかんを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局(FDA)に登録しなければならない。登録の詳細については、りんごの章(p.2～4)参照。

#### (4) 輸入事前通告

みかんを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDAに事前に通告しなければならない。通告の詳細については、りんごの章(p.4～6)参照。

#### (7) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章(p.6)参照。

### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

みかんを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDAと税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章(p.7～10)参照。

### ③ 植物検疫

#### (7) みかんに関する検疫条件等

みかんに関しては、日米二国間協議により、以下の条件を満たす場合に限り米国への輸入が可能となっている<sup>22</sup>。

- 本州および九州の一部（福岡、佐賀、長崎および熊本県）で生産されたみかんで商業目的のもののみ輸入可能
- かんきつ商業生産州（アリゾナ、カリフォルニア、フロリダ、ルイジアナ、テキサス、ハワイ）以外の州に限り輸入可能<sup>23</sup>
- 日米の植物防疫官が共同で選定したカンキツカイヨウ病無病地区で生産されたものであること
- 無病地区にはうんしゅうみかん以外のかんきつ属植物およびカラタチ属植物がないこと
- 無病地区は周囲 400m の緩衝地区に囲まれていること
- みかんバエを対象としたトラップ調査の実施（九州のみ）
- バクテリオフェージテストによる確認
- 果実の次亜塩素酸ナトリウム液による殺菌
- 米国向け専用選果場
- 輸送箱への輸入禁止州の印刷
- 日米合同による輸出検査
- 米国検疫官のサインのある検疫証明書の添付

<sup>22</sup> 日本からの輸出に当たっての条件の詳細については、農林水産省植物防疫所に問い合わせられたい。

<sup>23</sup> 本州からは、果実に臭化メチルくん蒸を行えば、かんきつ商業生産州への輸入も可能。



さらに、本州産みかんに関して、X線照射による消毒を米国入国時に行うことを意図している場合、アラバマ、アリゾナ、カリフォルニア、フロリダ、ジョージア（アトランタを除く）、ケンタッキー、ルイジアナ、ミシシッピ（ガルフポートを除く）、ネバダ、ニューメキシコ、ノースカロライナ（ウィルミントンを除く）、サウスカロライナ、テネシー、テキサス（ダラス／フォートワース空港で積み替える場合を除く）およびバージニアの各州でこれを行ったり、消毒前に通過したりすることはできない。

こうした検疫条件の対象となっている病害虫は、カンキツカイヨウ病、ヤノネカイガラムシ、カイガラムシ類、ハダニ類、ハマキガ類などである。

#### (イ) 輸入許可の取得

みかんの輸入に当たっては、事前に米国農務省（USDA）の輸入許可(Permit)を取得する必要がある。詳細については、りんごの章(p.10～11)参照。

#### (ウ) 検疫

みかんが米国内の到着地に到着した場合、輸入許可受給者またはその代理人は税関を通じて USDA に着地通報を提出し、検疫を受けなければならない。詳細は、りんごの章(p.11～12)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12) 参照。  
販売時の表示に関しては、4 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12～13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、みかんを含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、

デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。オレンジ、タンジェリンはこの対象に含まれている。

② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

みかんと関連では、オレンジ、タンジェリンについては、それぞれ規格が設けられているが、うんしゅうみかんについては規格は存在しない。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17)参照。

日本のみかん (satsuma) の PLU コードは、通常は 3029 が用いられている (下図参照)。



② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

③ その他

日本人駐在員や日系人対象のスーパーなどでは、米国産オレンジや他国産クレメンタインなどとの差別化を図るため、「日本産みかん」や「〇〇県産みかん」などと表示することがあるが、そのために必要な手続きはない。

5. 税制度

(1) 関税

日本から輸入される生鮮みかんに適用される関税率は、1.9セント/kgである。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情 (オレンジ中心)

米国は、ブラジルに次ぐ世界第2位のオレンジ生産国である。生産量はフロリダ（81%）とカリフォルニア（18%）に集中しており、この他テキサス、アリゾナでも生産されている（2001年）。

フロリダ産のオレンジは、主にオレンジジュースの原料となり、カリフォルニア産のオレンジは生鮮用となっている。これは、気候と消費者の好みによるところが大きい。すなわち、乾燥した地で育つカリフォルニアのオレンジは皮が厚く、果肉がしっかりしており、そのまま食べるのに向いているが、フロリダ産は湿気の多い気候によって果汁が多いが、皮が薄く傷つきやすいため、そのままでは消費者に受けないのである。

カリフォルニア産の主な品種はネーブル(Navel)とバレンシア(Valencia)で、前者は10月終盤か11月初旬から市場に出回り始め、これが売り切れる頃の3月中旬に後者が出回り始める。フロリダでは、ジュースのブレンドの目的で品種は多岐にわたっているが、大きく分類して、早生種、中間種、晩成種の三タイプに分けられる。Navel、サンバースト(Sunburst)、タンジェリン(Tangerin)などの早生種は11月と12月に、ハニーベル(Honeybell)、テンプル(Temple)などの中間種は1月と2月に、Valenciaに代表される晩成種は3月から5月までの間にそれぞれ収穫されている。

うんしゅうみかんは、皮がむきやすい点で一部の消費者には受けているようであるが、市場に出回る絶対量が少なく、特に中西部ではあまり見かけない。

## (2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

みかんを含め、日本からの生鮮果実の輸入量は、現段階では小規模のため、日本の産地と契約した特定の輸入業者が輸入するという形式が一般的。スーパーなどが直接日本から買い付けるといった動きは現段階では目立っていない。

## (3) 新規参入時の留意点

みかんに関しては、植物検疫の関係で、特定の地域（本州および九州の一部）から米国本土の特定の州への輸入しか認められていないことに留意が必要である。また、輸出前に国内で充足すべき検疫条件がかなり厳しいため、事前に日本の農林水産省植物防疫所に相談することが必要。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、通常の場合と同様。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

## <柿>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮柿を対象とする。

関税番号	品目詳細
0810.90.45.00	その他の生鮮果物

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土への柿の輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からの柿の輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている（奄美・沖縄諸島以外からのゴム等向けを除く）。これは、米国に未発生でわが国に既発生であるカキノヘタムシガなどの侵入防止対策が確立されていないことによる。日本からは解禁要請を行っており、現在、二国間協議中（2004年12月1日現在）。その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。  
販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPsについては、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、柿を含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDAは米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位20種類について、パンフレット、ビデオ、デ

モンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。柿はこの対象に含まれていない。

② 格付け

米国農務省(USDA)農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われているが、柿の規格は存在しない

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

柿 (日本の品種) の PLU コードは、4428 が用いられている。

② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

③ その他

日本の品種 (日本産ではない) は、'Japanese persimon'、'Fuyu'、'Kaki' などと表記されることもある。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本から柿を輸入した場合に適用される関税率は、輸入申告額 (FOB 価格) の 2.2% である。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国内で生産される日本の柿の品種は、大部分がカリフォルニアで生産され、秋に収穫されており、大体 10 月から 1 月にかけて店頭に並ぶ。イタリアやイスラエルなどから輸入されており、これを含めれば、年間を通して調達可能となっている。

(2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者 (主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者) → (二次卸業者) → 小売店 (スーパー、生鮮品専門店など) またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

柿に関しては、現在、植物検疫の関係で、日本から米国本土への輸入が禁止されている。また、今後仮に解禁されても、すでに日本の柿の品種がカリフォルニアなどで育成されており、これらの果実が「Japanese persimmon」などの名称で多数出回っていることに留意が必要である。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

## <桃>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮桃を対象とする。

関税番号	品目詳細
0809.30.20.00	6月1日から11月30日までの間の輸入（ネクタリンを含む）
0809.30.40.10	その他（ネクタリンを含まない）

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本からの桃の輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からの桃の輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている。その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。  
販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPsについては、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、桃を含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。桃はこの対象に含まれている。

## ② 格付け

米国農務省(USDA)農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

桃については、熟度、汚れ、形、腐れなどに応じて、以下の4段階の格付け<sup>24</sup>が存在する(上に行くほど高品質)。ただし、外国産品が当該格付けを受けることはできない。

- U.S Fancy
- U.S Extra No.1
- U.S No.1
- U.S No.2

## ③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

## (3) 業界自主表示および手続き

### ① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

桃の PLU コードは、各種存在し、例えば、4400 (白桃、185g 未満)、4401 (白桃、185g 以上) などがある。

### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

## 5. 税制度

### (1) 関税

仮に、日本から生鮮桃を輸入した場合(現在は不可能)に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0809.30.20.00	6月1日から11月30日までの間の輸入(ネクタリンを含む)	0.2セント/kg
0809.30.40.10	その他(ネクタリンを含まない。)	無税

### (2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

### (3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

## 6. 国内流通・取引慣行等

### (1) 国内マーケット事情

桃の生産量では、カリフォルニアが全米の75%を占めており、ジョージアとサウスカロライナがこれに続いている。缶詰用のClingstone種はすべてカリフォルニア州で生産されている。生鮮用のFreestone種もその57%はカリフォルニアで生産されている。

<sup>24</sup> 桃の格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/peaches.pdf> 参照。



Clingstone と Freestone の名称からもわかるように、消費者は種離れの良い品種を生食用として好む傾向にある。また、ピンクか金色に近い色のものを好むようである。カリフォルニアの桃は 8 月に収穫され、2、3 ヶ月の間に販売される。主にチリなどからの輸入品により、桃の入手自体は通年可能である。

(2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

桃に関しては、現在、植物検疫の関係で、日本からの輸入が禁止されている。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

## <ぶどう>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮ぶどうを対象とする。

関税番号	品目詳細
0806.10.20.00	2月15日から3月31日までの間の輸入
0806.10.40.00	4月1日から6月30日までの間の輸入
0806.10.60.00	その他

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土へのぶどうの輸入は、植物検疫法に基づき禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からのぶどうの輸入は、植物検疫法に基づき禁止されている（奄美・沖縄諸島以外からのグアム等向けを除く）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

なお、ぶどうの輸入に関して求められる規格については、後述の4.(2)②参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、4参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPsについては、りんごの章(p.13)参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、ぶどうを含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14)参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDAは、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位20種類について、パンフレット、ビデオ、

デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。ぶどうはこの対象に含まれている。

② 格付け

米国農務省 (USDA) 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

ぶどうについては、Table grapes (European or Vinifera Type) と American,(Eastern Type) Bunch という 2 種類についてそれぞれ規格<sup>25</sup>が存在し、例えば、Table grapes については、以下の 6 段階の格付けとなっている。

- U.S. Extra Fancy Table
- U.S. Extra Fancy Export
- U.S. Fancy Table
- U.S. Fancy Export
- U.S. No.1 Table
- U.S. No.1 Institutional

外国産品は、直接この格付けを受ける対象ではないが、ぶどうに関しては、「農業マーケティング協定法」に基づき、特定の時期に輸入される特定の品種については、U.S. No1 Table か U.S. No1 Institutional 以上に該当するなど、一定の基準（規格、大きさなど）<sup>26</sup>に該当するものでなければ、輸入を許されないこととなっている。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

ぶどうの PLU コードには、各種存在し、例えば、4022 (白・緑、種無し、特定の品種)、4023 (赤、種無し、特定の品種) などがある。

② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本からぶどうを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0806.10.20.00	2月15日から3月31日までの間の輸入	1.13ドル/m <sup>3</sup>
0806.10.40.00	4月1日から6月30日までの間の輸入	無税
0806.10.60.00	その他	1.80ドル/m <sup>3</sup>

<sup>25</sup> Table Grapes の格付けの基準については、Table grapes (European or Vinifera Type) については、<http://www.ams.usda.gov/standards/grptable.pdf>、American,(Eastern Type) Bunch については、<http://www.ams.usda.gov/standards/grpbunch.pdf> 参照。

<sup>26</sup> 輸入基準については、<http://www.ams.usda.gov/fv/8e/tablegra.html> 参照。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18～19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

ぶどうは、全米で生産されており、かつすべての州にワイナリーが存在する。生鮮用のテーブルグレープの生産量に関しては、カリフォルニア、ニューヨーク、ミシガン、ペンシルヴァニアの順となっている。最も一般的な種無しの商品はカリフォルニアで5月から8月にかけて収穫される。その後、他の州のぶどうが年後半にかけて収穫され、秋から初冬に市場に並ぶことになる。

米国の消費者は、一般に身がしっかりしていて、種無しのを好むようである。

(2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

ぶどうは、現在、植物検疫の関係上、日本から米国本土への輸入が禁止されている。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<いちご>

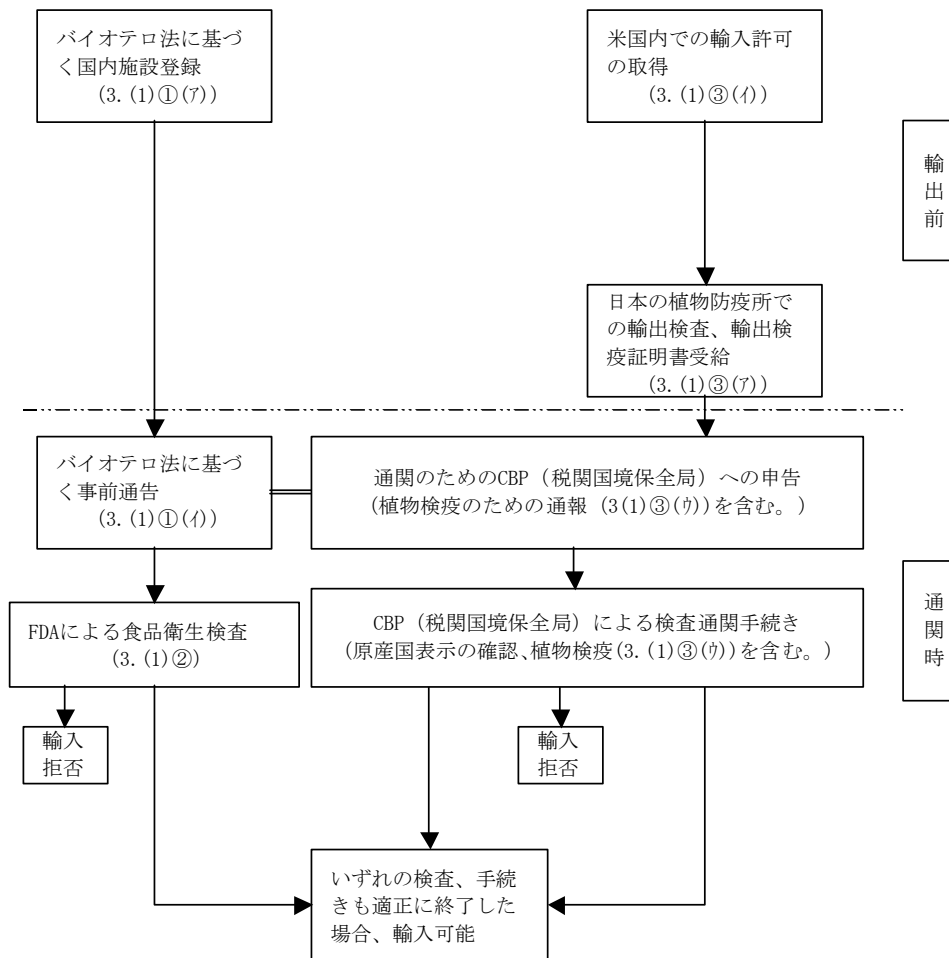
1. 品目の定義

ここでは、生鮮いちごを対象とする。

関税番号	品目詳細
0810.10.20.00	6月15日から9月15日までの間の輸入
0810.10.40.00	その他

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で、「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であること等に留意が必要。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

いちごの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」の規制を受ける。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

###### (ア) 食品施設登録

いちごを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。登録の詳細は、りんごの章(p.2～4)参照。

###### (イ) 輸入事前通告

いちごを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDA に事前に通告しなければならない。通告の詳細は、りんごの章(p.4～6)参照。

###### (ウ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章(p.6)参照。

##### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

いちごを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDA と税関の連携の下に実施されている。その詳細は、りんごの章(p.7～10) 参照。

##### ③ 植物検疫

###### (ア) いちごに関する検疫条件等

いちごの米国への輸入に当たっては、日本の植物防疫所で輸出検査を受けた旨の輸出検疫証明書を取得することが必要（米国の法令上は必ずしも義務付けられていないが、米国農務省（USDA）の検査担当官は、検疫の際に輸出検疫証明書を提出すれば、検査がスムーズに進むとしている。）。

###### (イ) 輸入許可の取得

いちごの輸入に当たっては、事前に USDA の輸入許可（Permit）を取得する必要がある。詳細については、りんごの章(p.10～11)参照。

###### (ウ) 検疫

いちごが米国内の到着地に到着した際、輸入許可受給者またはその代理人は税関を通じて USDA に着地通報を提出し、検疫を受けなければならない。詳細は、りんごの章(p.11～12)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示については、4 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12～13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPsについては、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

#### 4. 表示方法

##### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

###### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、いちごを含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

###### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

##### (2) 法律に基づく任意表示

###### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。いちごもこの対象に含まれている。

###### ② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

いちごについては、熟度、汚れ、形、腐れなどに応じて、以下の3段階の格付け<sup>27</sup>が存在する。ただし、外国産品は当該格付けを受けることはできない。

- U.S. No.1
- U.S. Combination
- U.S. No.2

###### ③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

##### (3) 業界自主表示および手続き

###### ① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17)参照。

いちごは、ばらで販売されることが稀なためか、現在のところ PLU コードの登録は確認できていない。

###### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

#### 5. 税制度

##### (1) 関税

---

<sup>27</sup> いちごの格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/strawber.pdf> 参照。

日本からいちごを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0810.10.20.00	6月15日から9月15日までの間の輸入	0.2セント/kg
0810.10.40.00	その他	1.1セント/kg

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国でのいちごの生産はカリフォルニアとフロリダに集中している。フロリダでは、秋に作付けし、初春（4月）に収穫する。フロリダ南部は冬いちごの産地として名高い。カリフォルニアでは一年を通して生育、収穫可能となっている。

消費者は、赤みが鮮やかな、しっかりとした質感のある果実でへたの部分の葉が新鮮なものを好む。

(2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

日本からの生鮮果実の輸入量は、現段階では小規模のため、日本の産地と契約した特定の輸入業者が輸入するという形式が一般的。スーパーなどが直接日本から買い付けるといった動きは現段階では目立っていない。

(3) 新規参入時の留意点

いちごは、植物検疫上の障害が少ない数少ない品目の1つであるが、日持ちが良くない点をどのように克服するかが課題。また、競合する米国産品、メキシコ産品との違いをどのようにPRするかが重要。

なお、近年、日本から米国へのいちごの商業輸入実績はない。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の場合と同様。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。



## <すいか>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮すいかを対象とする。

関税番号	品目詳細
0807.11.30.10	12月1日から3月31日までの間の輸入、種無し
0807.11.30.90	輸入時期は同上、種有り
0807.11.40.10	その他の時期、種無し
0807.11.40.90	輸入時期は同上、種有り

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土へのすいかの輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からのすいかの輸入は、植物検疫法に基づき禁止されている（奄美・沖縄諸島以外からのグアム等向けを除く）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、4参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPsについては、りんごの章(p.13)参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、すいかを含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14)参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDAは、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位20種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。すいかはこの対象に含まれている。

② 格付け

米国農務省(USDA)農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

すいかについては、熟度、汚れ、形、腐れなどに応じて、以下の3段階の格付け<sup>28</sup>が存在する。

- U.S. Fancy
- U.S. No.1
- U.S. No.2

外国産品は、この格付けを受けることはできない。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLUコード(番号)

PLUコードの詳細については、りんごの章(p.17)参照。

すいかのPLUコードには、各種存在するが、内部が赤いものについては、4031(種有り)、4032(種無し)が用いられている。

② UPCコード

UPCコードの詳細については、りんごの章(p.18)参照。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本からすいかを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0807.11.30.10	12月1日から3月31日までの間の輸入、種無し	輸入申告額(FOB価格)の9%
0807.11.30.90	輸入時期は同上、種有り	同上
0807.11.40.10	その他の時期、種無し	輸入申告額(FOB価格)の17%
0807.11.40.90	輸入時期は同上、種有り	同上

(2) 消費税

りんごの章(p.18)参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

<sup>28</sup> すいかの格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/watrmelo.pdf> 参照。

## 6. 国内流通・取引慣行等

### (1) 国内マーケット事情

米国は、中国、トルコ、イランに次いで世界第4位のすいか生産国である（2002年）。米国内では、テキサス、フロリダ、カリフォルニア、ジョージアおよびインディアナが主要生産州である。米国内のすいかは、4～11月まで市場に出回っているが、生産および消費のピークは5月末から9月初旬までの間である。すいかは各種存在するが、ほとんどは地域ごとにそれぞれの特色ある品種を生産し、その地域内で消費しているのが現状。ただし、Jubilee種など大型の一部の品種は全国的に出回っている。

消費者は、ひび割れ等がなく黄色い底部がしっかりしているものを好む傾向にある。種無しが人気になりつつあるが、子供のいる家庭では種飛ばしが楽しみの1つとなっている（各地で種飛ばし競争が催されている）。

### (2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

### (3) 新規参入時の留意点

すいかは、現在、植物検疫の関係で、日本から米国本土への輸入が禁止されている。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

## <メロン>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮メロンを対象とする。

関税番号	品目詳細
0807.19.10.00	Cantaloup 種、8月1日から9月15日までの間に輸入
0807.19.20.00	同上、その他の時期
0807.19.50.00	Ogen または Galia 種、12月1日から3月31日までの間に輸入
0807.19.60.00	同上、その他の時期
0807.19.70.00	その他種、12月1日から3月31日までの間に輸入
0807.19.80.00	同上、その他の時期

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土へのメロンの輸入は、植物検疫法に基づき禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からのメロンの輸入は、植物検疫法に基づき禁止されている（奄美・沖縄諸島以外からのハワイ(Cucumis mel のみ)、グアム等向けを除く）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示については、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、メロンを含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14)参照。

(2) 法律に基づく任意表示

① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。Cantaloup、Honeydew などはこの対象に含まれている。

② 格付け

米国農務省 (USDA) 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

メロンについては、Honeydew および Honey Ball 種ならびに Cantaloup 種について規格<sup>29</sup>が存在する。外国産品は、この格付けを受けることはできない。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

メロンの PLU コードには、各種存在するが、例えば、Cantaloup 種については、4049、4050、4318、4319 が用いられている。

② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本からメロンを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0807.19.10.00	Cantaloup 種、8 月 1 日から 9 月 15 日までの間に輸入	輸入申告額 (FOB 価格) の 12.8%
0807.19.20.00	同上、その他の時期	同 29.8%
0807.19.50.00	Ogen または Galia 種、12 月 1 日から 3 月 31 日までの間に輸入	同 1.6%
0807.19.60.00	同上、その他の時期	同 6.3%
0807.19.70.00	その他種、12 月 1 日から 3 月 31 日までの間に輸入	同 5.4%
0807.19.80.00	同上、その他の時期	同 28%

<sup>29</sup> Honeydew および Honey Ball 種の格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/honeydew.pdf>、Cantaloup 種の格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/cantaloup.pdf> 参照。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国で消費されているメロンの主な品種は、Honeydew と Cantaloup である。カリフォルニアが最大の生産州で、2001年には Honeydew の 82%、Cantaloup の 40%を生産している。他の主要生産州は、アリゾナとテキサスである。米国はメロンの輸入国で、主にメキシコ、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラスなどから輸入している。

米国産メロンは一般的には 5 月中旬から 10 月くらいまで市場に流通する。南部の生産州では、通常 1 年に 2 回収穫され、春の収穫は 6 月から始まり、秋の収穫が 10 月中旬から 11 月下旬にかかることもある。

米国の消費者は Honeydew と Cantaloup を食べやすく刻んだものを同時に食べるのが多く、スーパーマーケットなどでも同じ容器に 2 種類が一緒に盛り付けられているものをよくみかける。また、Cantaloup は朝食としても好まれている。2 種類のうちでは Cantaloup の方が甘いため、より人気がある。

(2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

メロンは、現在、植物検疫の関係で、日本から米国本土への輸入が禁止されている。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

## <さくらんぼ>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮さくらんぼを対象とする。

関税番号	品目詳細
0809.20.00.20	甘果種
0809.20.00.40	酸果種

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国へのさくらんぼの輸入は、植物検疫法に基づき禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本から米国へのさくらんぼの輸入は、植物検疫法に基づき禁止されている。その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。  
販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、さくらんぼを含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するよう要請している。さくらんぼ (sweet cherry) もこの対象に含まれている。

② 格付け

米国農務省（USDA）農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14～15)参照。

さくらんぼ（sweet cherry）については、次の二段階の格付け<sup>30</sup>が存在する。

○ U.S No.1

○ U.S Commercial

外国産品は、この格付けを受けることはできない。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15～17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード（番号）

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

さくらんぼの PLU コードは、通常は 4045 または 4258 が用いられている。

② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

③ その他

特になし。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本からさくらんぼを輸入した場合に適用される関税率は、無税である。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18～19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国は、イランに次いで世界第2位のさくらんぼ生産国である（1997年～2001年の統計）。さくらんぼの生育には、親木の冬期の休眠期間が必要なため、米国内の大部分の地域はその生育に適しておらず、十分な冬の寒さが期待できる北部の州に商業生産は偏っている。甘果種（sweet variety）の商業生産の85%以上がワシントン、オレゴン、カリフォルニア北部に集中しており、酸果種（tart variety）では約75%がミシガン州で生産されている。

米国で生産される甘果種の約60%が生食用となり、5月から8月初旬にかけて市場に出回っている。カリフォルニアでは同品種が5月から7月にかけて収穫され、ワシントン州の出荷は通常、6月中に開始される。オレゴンとミシガンで生産される甘果種は基本的にマラスキーノチェリー（ブラックチェリーの一種であるマラスカ種から作られたマラスキーノというリキュールに、さくらんぼを漬け込んで赤く着色したも

<sup>30</sup> さくらんぼの格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/cherswt.pdf> 参照。



の。カクテルや洋菓子の飾りに使われる。)の原料となる。北米で最も一般的に流通している **Bing** 種は、鮮やかな赤色と強い甘みで知られている。黄色の品種である **Rainier** 種は、各種の特別な食材用として人気が出てきている。

酸果種が市場に出回る期間は 6 月から 8 月初旬にかけてで、そのほとんどが冷凍、缶詰、乾燥、ワインなど加工用に用いられる。

### (2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

### (3) 新規参入時の留意点

さくらんぼに関しては、現在、植物検疫の関係で、日本から米国への輸入が禁止されている。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<キウイフルーツ>

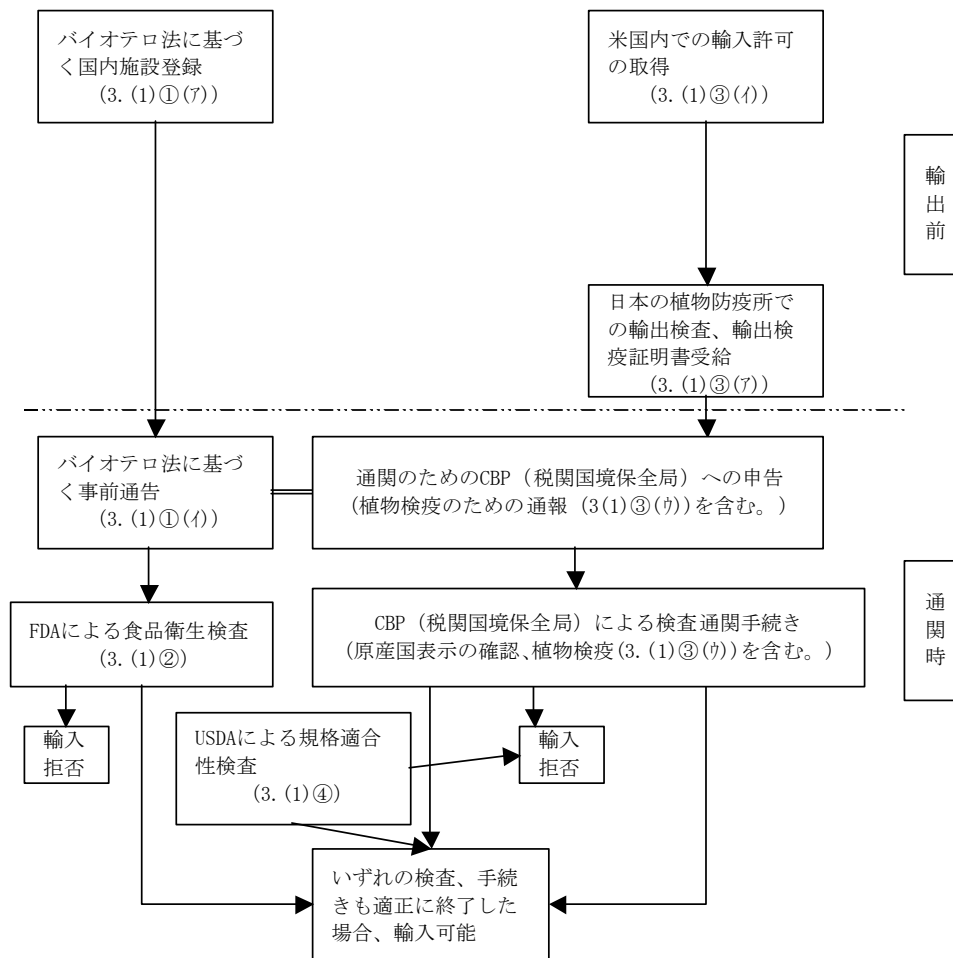
1. 品目の定義

ここでは、生鮮キウイフルーツを対象とする。

関税番号	品目詳細	関税率
0810.50.00.00	キウイフルーツ	0%

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であること、一定の規格に達しない場合には輸入できないことなどに留意が必要。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

キウイフルーツの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」、「農業マーケティング協定法」の規制を受ける。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

###### (ア) 食品施設登録

キウイフルーツを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。登録の詳細は、りんごの章(p.2～4)参照。

###### (イ) 輸入事前通告

キウイフルーツを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDA に事前に通告しなければならない。通告の詳細は、りんごの章(p.4～6)参照。

###### (ウ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章(p.6)参照。

##### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

キウイフルーツを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDA と税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章(p.7～10)参照。

##### ③ 植物検疫

###### (ア) キウイフルーツに関する検疫条件等

キウイフルーツの米国への輸入に当たっては、日本の植物防疫所で輸出検査を受けた旨の輸出検疫証明書を取得することが必要（米国の法令上は必ずしも義務付けられていないが、USDA の検査担当官は検疫の際に輸出検疫証明書を提出すれば検査がスムーズに進むとしている）。

###### (イ) 輸入許可の取得

キウイフルーツの輸入に当たっては、事前に米国農務省（USDA）の輸入許可（Permit）を取得する必要がある。詳細は、りんごの章(p.10～11)参照。

###### (ウ) 検疫

キウイフルーツが米国内の到着地に到着した際、輸入許可受給者またはその代理人は税関を通じて USDA に着地通報を提出し、検疫を受けなければならない。詳細はりんごの章(p.11～12)参照。

##### ④ 規格適合性

キウイフルーツなど、一部の野菜や果実に関しては、「農業マーケティング協定法」に基づき、一定の基準（規格、大きさなど）に該当するものでなければ、輸入を認められない。キウイフルーツについての主な基準<sup>31</sup>は、以下のとおり。

<sup>31</sup> キウイフルーツの輸入基準および検査担当部局の連絡先については、<http://www.ams.usda.gov/fv/8e/kiwifru.htm> 参照。

- 規格が U.S.No1 以上に該当し（後述の 4.(2)②参照）、かつ形が不恰好でないこと。
- 抜き取り検査したサンプルの平均重量が 8 ポンド以上であること。
- いずれのサンプルの重さも 7 ポンド 12 オンス以上であること。
- 成熟度は、検査時の可溶度（soluble solid）が 6.2%以上であること。

キウイフルーツの輸入者は、少なくとも入国の 1 日前に USDA の検査担当部局に連絡して、検査の準備を整えなければならない。検査に要する費用は輸入者の負担となる。

なお、重量 200 ポンド未満の貨物は、この規格適合性の対象外である。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の 4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、キウイフルーツを含む生鮮果実については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストラーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供しよう要請している。キウイフルーツもこの対象に含まれている。

##### ② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

キウイフルーツについては、次の 3 段階の格付け<sup>32</sup>が存在する。

<sup>32</sup> キウイフルーツの格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/kiwi.pdf> 参照。

- U.S Fancy
- U.S No.1
- U.S No.2

外国産品は、直接この格付けの対象とならないが、キウイフルーツに関しては、「農業マーケティング協定法」に基づき、U.S. No1 以上に該当するなど、一定の基準（規格、大きさなど）に該当するもの以外輸入を認められない（前述の3.(1)④参照）。

U.S. No.1 に求められる主な基準は以下のとおり。

- いずれのコンテナ、容器の果実も、形、外皮の色が似通っており、新鮮であること。
- 適度に熟していること（原則として、可溶度（soluble solid）が 6.5%未満でないこと）。
- やわらかすぎたり、熟しすぎたり、しなびたりしていないこと。
- 梱包に当たって、手荒に扱われた形跡がないこと。
- 汚れていないこと。
- 品種の特性を示す良い形状をしていること。多少の凸凹は、外見を大いに損なわない限り許される。
- 虫による穴、回復不能の外皮の破れ、日焼け、霜焼け、内部の破壊、打撲、葉や枝によるこすれ、変色、しみ、潰瘍、かさぶた、傷跡、腐敗がないこと。

- ③ 有機食品に関する表示規則  
りんごの章(p.15～17)参照。

### (3) 業界自主表示および手続き

#### ① PLU コード（番号）

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

キウイフルーツの PLU コードは、通常は 3279（ゴールデン）、3280（通常種、150g 以上）または 4030（通常種）が用いられている。



#### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

## 5. 税制度

### (1) 関税

日本からキウイフルーツを輸入した場合に適用される関税率は、無税である。

### (2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

### (3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

## 6. 国内流通・取引慣行等

### (1) 国内マーケット事情

米国内では、そのほとんどがカリフォルニアの **Central valley** 地帯で生産されている。カリフォルニアでは5月初旬に開花し、8月下旬には収穫期を迎える。果実は、冷蔵で3~6カ月は保存可能なため、9月から4月頃までは国内産品が市場に出回っている。国内品が出回らない時期は、チリやニュージーランドなどの南半球からの輸入品が出回っている。

米国内のキウイフルーツの生産は、1980年代をピークに、以後減少傾向にある。消費者は、成熟前の固めの果実を選び、家庭で成熟を待つ傾向にある。

### (2) 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

### (3) 新規参入時の留意点

キウイフルーツは、植物検疫上の障害が少ない数少ない品目の一つであるが、輸入に当たって、一定の規格が求められている（前述の3.(1)④参照）ことに留意する必要がある。また、先行して輸入されているチリ、ニュージーランド産品の価格が安く、競争が厳しいことも念頭におく必要がある。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても規制内容は通常の場合とほぼ同様であるが、200ポンドを超えない輸入については、3.(1)④の規格適合性は求められない。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<干し柿>

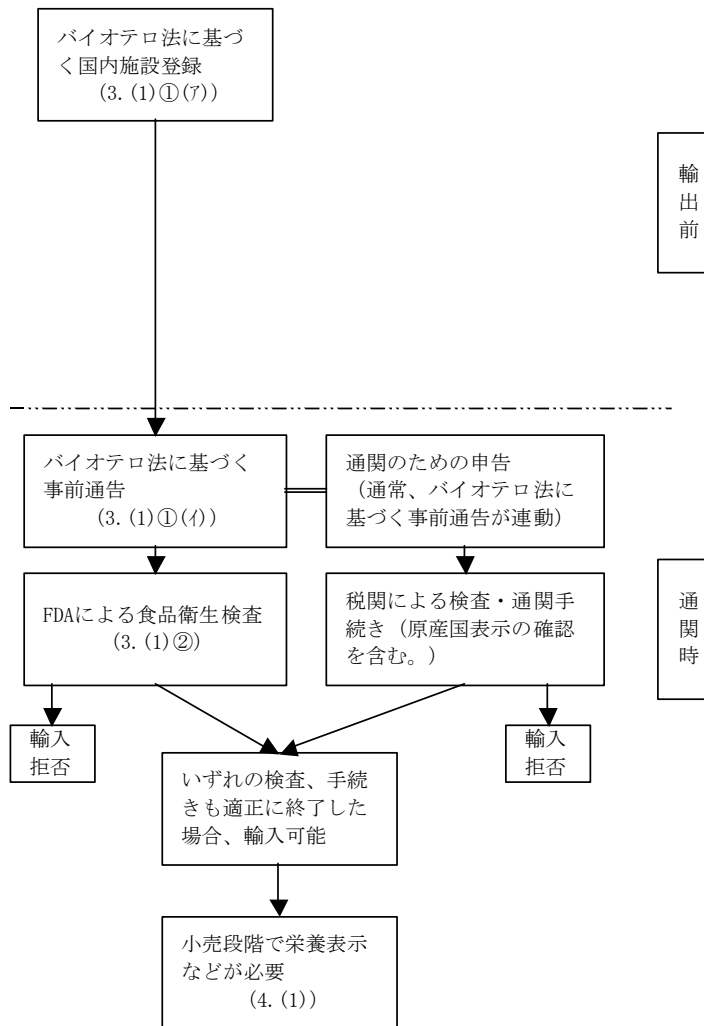
1. 品目の定義

ここでは、干した柿を対象とする。

関税番号	品目詳細	関税率
0813.40.90.00	その他のドライフルーツ（干し柿を含む）	2.5%

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であること、小売段階で栄養表示などが必要なこと等に留意が必要。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

干し柿の輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」の規制を受ける。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

###### (ア) 食品施設登録

干し柿を米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局 (FDA) に登録しなければならない。登録の詳細については、りんごの章(p.2～4)参照。

###### (イ) 輸入事前通告

干し柿を米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDA に事前に通告しなければならない。通告の詳細については、りんごの章(p.4～6)参照。

###### (ウ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章(p.6)参照。

##### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

干し柿を米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDA と税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章(p.7～10) 参照。

##### ③ 植物検疫

ドライフルーツは植物検疫の対象ではないため、干し柿は基本的に検疫の必要はない。ただし、どの程度まで乾燥させればドライフルーツに該当するのか明示的に示されていないため、乾燥度合いによっては検査官の判断により柿の生果実（輸入禁止）と判定される危険性も否定できない。このため、米国農務省 (USDA) の担当官は、干し柿を輸出する際は関係書類に「加工食品(processed food)」であることを明確に記載するよう勧めている。

#### (2) 販売時の規制および手続き

干し柿の販売に際しては、「連邦食品・医薬品・化粧品法」の適用を受ける。

同法により、有害・有毒な物質を含有する食品や不衛生な食品を販売することは禁止されている。

残留農薬に関しては、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12～13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

特になし。

### 4. 表示方法



(1) 法律に基づく義務表示および手続き

① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、栄養表示教育法およびこれらに基づく食品表示規則（21CFR § 101 ほか）に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられている。

(7) 基本的表示事項

米国の食品表示規制では、食品の名称、正味重量、原材料、製造業者等に関する基本的な情報を食品に表示しなければならない。その表示内容は次のとおりである。

(i) 食品の名称 (21CFR § 101.3)

食品の名称は、“statement of identity”と呼ばれており、PDP (Principal Display Panel) に表示しなければならない。また、表示は原則英語とされているが、外国語の併記も認められている。名称は、「ハチミツ」など一般的に使用されているものを用いなければならない。また、「パイナップルスライス」など食品の形状が明確になるようにしなければならない。

(ii) 正味重量 (21CFR § 101.105)

食品の重量については、容器や包装などの重量を除いた正味重量をPDPに記載しなければならないこととされている。表示単位は1994年以降、例えば、“Net Wt 8oz(226g)”というようにポンドとグラムを併記しなければならないこととされている。

(iii) 原材料表示 (21CFR § 101.4)

原材料表示については、食品に使用した原材料はスパイス、香料、着色料および添加物を含めて原則として、すべてをInformation Panelに表示しなければならない。

ただし、正味重量の2%未満の原材料については例外扱いであるが、原材料表示の最後に例えば、“Contain percent or less of—含有量—”または“Less than percent of—正味重量—”と表示しなければならない。

表示する原材料名は原則として具体名称を表示し、一部の例外を除き総称的集合的名称で行ってはならない。

(iv) 原材料表示 (21CFR § 101.5)

食品表示規制では、食品の製造業者、パッカーまたは流通業者の名称、事業所の位置（住所）を明らかにし、Information Panelに表示しなければならない。この場合、輸入食品については、19CFR パート 134(米国税関の原産国の記載に関する要求)に基づき、原産国を明記すること。

(v) 日付表示

連邦規制では日付表示は義務付けられていない。ただし、幼児食品に限っては“**Expiration date**”の表示が義務付けられている。また、日付表示については州政府等が規制するかまたは製造業者等が任意で表示を行っている。米国における主な日付表示の方法は次のとおりである。

・ **Pull date**

牛乳やパンなど日持ちしない食品について、家庭における保存期間、消費などを考慮して小売店舗側が設ける販売期限。一般的には”**Sell by**一日付”と表示する。

・ **Quality assurance or freshness date**

バターなどの乳製品およびソーセージ等の食肉製品について、おいしく食べられる期間として表示。日本の賞味期限と同意義。”**Best when used by**一日付”などと表示。

・ **Pack date**

いわゆる製造年月日。缶詰等に表示。

・ **Expiration date**

食べなければならない日付を表示。FDAは幼児食品にこの表示を義務づけている。また、州政府によっては、牛乳、卵などについてこの表示を義務づけている。

(4) 栄養表示

米国の食品表示規則では、当該食品の栄養に関する表示 (**Nutrition Facts**) が義務付けられており、輸入品も規制の対象となる。

栄養表示規則において表示が求められている事項は、サービングサイズ、食品 (1 販売単位) のサービングサイズ数、1 サービングサイズ当たりの栄養素の含有量および**%Daily Value** (ビタミンおよびミネラル除く) であり、その表示方法等は次のとおりである。

また、脚注として以下を記載することとなっている。

- ・ **%Daily Value** は、1 日当たり 2,000 カロリー摂取する場合を基準にしていること
- ・ **Daily Value** は個人が必要とするカロリーによって高低があること
- ・ 1 日当たり 2,000 カロリーおよび 2,500 カロリー摂取する場合の総脂肪、飽和脂肪、コレステロール、ナトリウム、総炭水化物および食物繊維の摂取量
- ・ 脂肪、炭水化物、たんぱく質 1g 当たりのそれぞれのカロリー

なお、表示のフォーマットは、表示内容、スペース、食品の種類等により様々である。

(i) サービングサイズ (一回当たりの食品の標準摂取量)

栄養表示規則では、当該食品の 1 回当たりの標準摂取量であるサービングサイズと当該食品 (1 販売単位) のサービングサイズ数を表示しなければならない。

(ii) 栄養素の含有量

栄養表示規則では、当該食品の 1 サービングサイズ当たりに含まれる栄養素の量を表示しなければならない。表示の必要がある栄養素は次のとおりであり、それぞれに表示単位等が定められている。

1. 総カロリー

2.脂肪由来のカロリー

3.総脂肪

4.飽和脂肪

5.コレステロール

6.ナトリウム

7.総炭水化物

8.食物繊維

9.糖類

10.たんぱく質

11.ビタミンA

12.ビタミンC、カルシウム、鉄

これらの栄養素のうち、脂肪由来のカロリー、コレステロール、食物繊維、糖類およびビタミンについては、表示の必要がない場合、原則として栄養価リストの一番下に"not significant source of (該当の栄養素名)"とそれぞれ表示しなければならない。また、上記以外の栄養素、すなわち、飽和脂肪のカロリー、可溶性／不可溶性繊維、糖アルコール、カリウム、その他基本的ビタミンやミネラル等の栄養素の表示は任意とされている。

#### (iii) %Daily Values と DV 値

"%Daily Values"とは、1人1日当たりの摂取カロリーを2,000カロリーとした場合に摂取される栄養素に対する当該食品1サービングサイズ当たりに含まれる栄養素の割合であり、1サービングサイズ当たりの栄養素の含有量のすぐ右隣に栄養素ごとにパーセント表示することとされている。

他方、DV値とは、原則として1人1日当たり2,000カロリーおよび2,500カロリーを摂取する場合の総脂肪、飽和脂肪、コレステロール、ナトリウム、総炭水化物および食物繊維の摂取量であり、栄養表示の脚注において表示することとされている。

#### (iv) フォーマットの緩和措置

栄養表示規則には、幼児用食品に対して一部の栄養表示の省略を認めており、定められた栄養素の合計が僅かな量である場合には略式のフォーマットの使用を認め、表示スペースが限られる場合についても考慮するなどいくつかの緩和措置が設けられている。

#### (v) 適用企業の例外

1997年5月以降、フルタイムの従業員が100人未満、かつ生産規模10万単位（1包装、未包装の場合は販売時の形）未満の事業者は、栄養表示規則の適用除外となっている。

また、適用除外を受ける事業者等は、あらかじめフルタイム従業員数、生産規模等についてFDAに届けなければならないが、従業員10人未満、かつ生産規模1万単位未満の米国の事業者については、この届出が免除される。

年間粗販売額50万ドル未満、または年間食品粗販売額5万ドル未満の小売業も同様である。

なお、これらの企業についても、製品名、正味重量、原材料等は表示しなければならない。また、これらの適用除外は、栄養含有クレームや栄養関連情報がなされていないこと等が前提条件である。

② 原産国表示

通関時の原産国表示については、りんごの章(p.14)参照。  
小売段階の表示については、前述の①参照。

(2) 法律に基づく任意表示

特になし。

(3) 業界自主表示および手続き

① UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

② その他

特になし。

5. 税制度

(1) 関税

日本から干し柿を輸入した場合に適用される関税率は、輸入申告額（FOB 価格）の 2.5%である。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

日系のスーパーマーケット以外ではあまりみかけない。

カリフォルニアなどで生産された柿を加工したものが流通していると考えられるが、詳細については不明。

日系の卸売業者の話では、日系人も米国で代を重ねるにしたがって、干し柿そのものを知らない世代が増加しており、日系人社会での消費拡大には限界があるのではないかということであった。また、その一方で、米国人はドライフルーツを好むため、米国人への売り込み方次第では、今後の伸びも期待できるのではないかとの指摘もあった。

(2) 流通経路

干し柿の流通経路は、輸入業者（主に日系食材を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、食品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

干し柿は、原則として植物検疫上の対象とならないが、乾燥度合いが低いと生果実と判断されて輸入を拒否される可能性があるため、輸入の際は、加工食品(processed food)であることを明記するなど注意が必要。

また、加工食品として、栄養表示等が求められる。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の場合と同様。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<長いも>

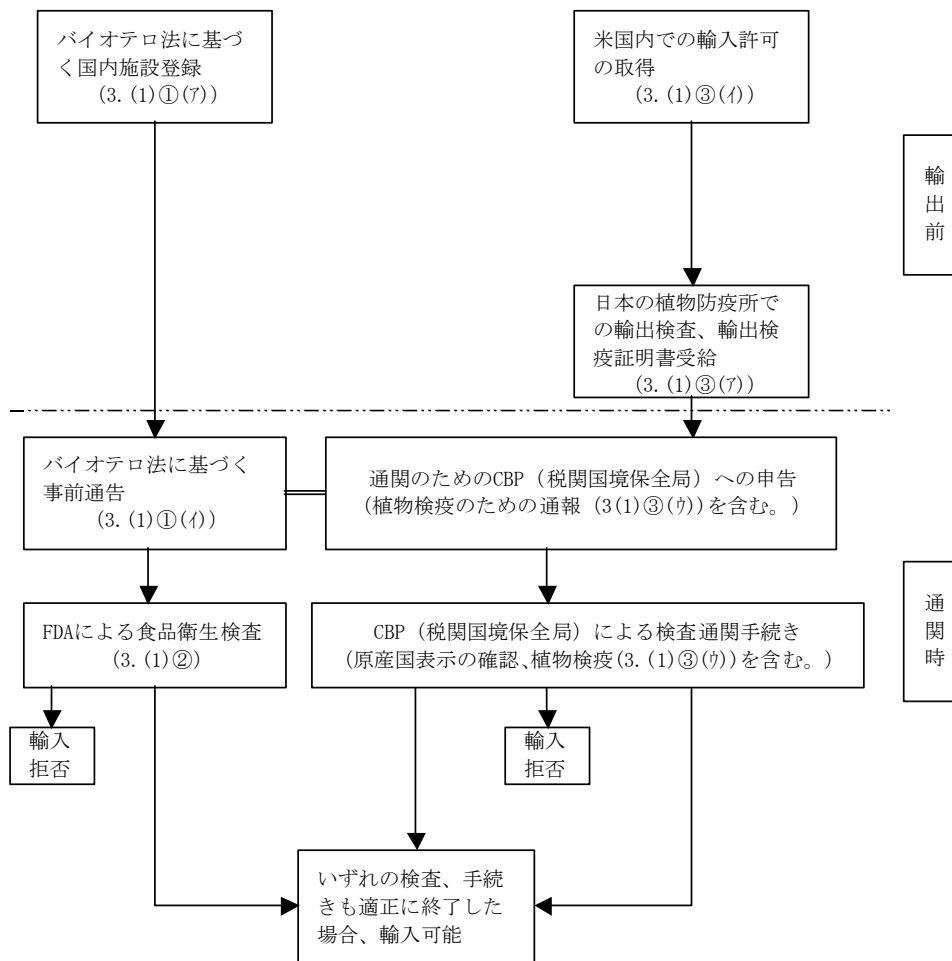
1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵長いもを対象とする。

関税番号	品目詳細	関税率
0714.90.20.00	Yams、生鮮および冷蔵	輸入申告額(FOB 価格)の 6.4%

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で、「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要である。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

長いもの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」の規制を受ける。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

###### (ア) 食品施設登録

長いものを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。登録の詳細は、りんごの章(p.2～4)参照。

###### (イ) 輸入事前通告

長いものを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDAに事前に通告しなければならない。通告の詳細については、りんごの章(p.4～6)参照。

###### (ウ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章(p.6)参照。

##### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

長いものを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDAと税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章(p.7～10)参照。

##### ③ 植物検疫

###### (ア) 長いものに関する検疫条件等

長いもの米国への輸入に当たっては、日本の植物防疫所で輸出検査を受けた旨の輸出検疫証明書を取得することが必要（米国の法令上は必ずしも義務付けられていないが、USDAの検査担当官は、検疫の際に輸出検疫証明書を提出すれば、検査がスムーズに進むとしている）。

###### (イ) 輸入許可の取得

長いもの輸入に当たっては、事前に米国農務省（USDA）の輸入許可(permit)を取得する必要がある。詳細については、りんごの章(p.10～11)参照。

###### (ウ) 検疫

長いものが、米国内の到着地に到着した場合、輸入許可受給者またはその代理人は、税関を通じてUSDAに対し、着地通報を提出し、検疫を受けなければならない。その詳細は、りんごの章(p.11～12)参照。

なお、米国で「Yam」と表記すると、輸入が認められていないサツマイモと認識されやすいため、USDAの検査官は「*Discorea sp*」などの名称を用いることを勧めている<sup>33</sup>。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

<sup>33</sup> 「Chinese Yam(Nagaimo)」などの表記を用いるケースもある。

### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPsについては、りんごの章(p.13)参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

## 4. 表示方法

### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

#### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、長いも含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

#### ② 原産国表示

りんごの章(p.14)参照。

### (2) 法律に基づく任意表示

#### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDAは米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位20種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。長いもはこの対象に含まれていない。

#### ② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われているが、長いもは、格付けは存在しない。

#### ③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

### (3) 業界自主表示および手続き

#### ① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17)参照。

長いもに一般的に用いられる PLU コードは、現段階では確認できていない。

#### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18)参照。

#### ③ その他

特になし。

## 5. 税制度

### (1) 関税



日本から長いものを輸入した場合に適用される関税率は、輸入申告額（FOB 価格）の 6.4%である。ただし、冷凍の場合（関税番号 0714.90.45.00）は、6%が適用される。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

日系のスーパーマーケット以外で見かけることはほとんどなく、米国ではほとんど生産も流通もしていないと考えられる。一部のすしレストランなどで、素材として利用されていると考えられるが、米国人はすりおろした芋を生で食べるというスタイルになじみがないため、食材として調理の仕方や食べ方の普及なしには、マーケットの拡大は望めないと考えられる。

(2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

長いものは、現在、米国の日系スーパーマーケットで最もよく見かける日本産野菜の一つであるが、そのほとんどが日本人駐在員や日系人向けで、米国人一般に浸透しているとは言いがたい。日本人向け市場はすでに既存の輸出者がほぼカバーしているので、新規参入に当たっては、米国人消費者にいかに普及させていくかという工夫が必要と考えられる。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<タマネギ>

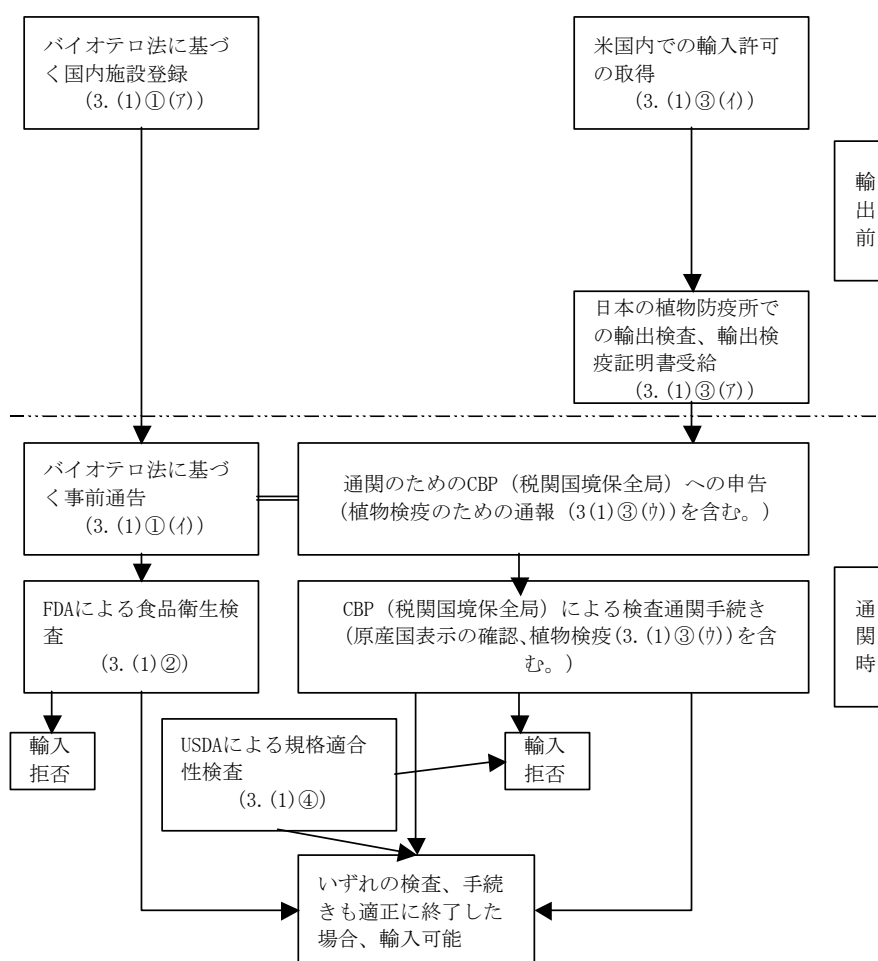
1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵タマネギを対象とする。

関税番号	品目詳細	関税率
0703.10.30.00	パールタマネギ、直径 16mm以下	
0703.10.40.00	その他のタマネギ	

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であること、一定の規格に達しない場合には輸入できないことなどに留意が必要。

3. 輸入・販売上の規制

## (1) 輸入の規制および手続き

タマネギの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」、「農業マーケティング協定法」の規制を受ける。

### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

#### (7) 食品施設登録

タマネギを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。登録の詳細については、りんごの章（p.2～4）参照。

#### (4) 輸入事前通告

タマネギを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDA に事前に通告しなければならない。通告の詳細については、りんごの章（p.4～6）参照。

#### (7) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章（p.6）参照。

### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

タマネギを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDA と税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章（p.7～10）参照。

### ③ 植物検疫

#### (7) タマネギに関する検疫条件等

タマネギの米国への輸入に当たっては、日本の植物防疫所で輸出検査を受けた旨の輸出検疫証明書を取得することが必要（米国の法令上は必ずしも義務付けられていないが、米国農務省（USDA）の検査担当官は、検疫の際に輸出検疫証明書を提出すれば、検査がスムーズに進むとしている。）。なお、タマネギの地表部分（ネギの部分）は、米国への持込が禁止されている。

#### (4) 輸入許可の取得

タマネギの輸入に当たっては、事前に USDA の輸入許可（Permit）を取得する必要がある。詳細については、りんごの章（p.10～11）参照。

#### (7) 検疫

タマネギが、米国内の到着地に到着した場合、輸入許可受給者またはその代理人は、税関を通じて USDA に対し、着地通報を提出し、検疫を受けなければならない。その詳細は、りんごの章（p.11～12）参照。

### ④ 規格適合性

タマネギなど、一部の野菜や果実に関しては、「農業マーケティング協定法」に基づき、一定の基準（規格、大きさなど）に該当するものでなければ、輸入を許されないこととなっている。タマネギについての主な基準<sup>34</sup>は、以下のとおり。

<sup>34</sup> タマネギの輸入基準および検査担当部局の連絡先については、<http://www.ams.usda.gov/fv/8e/onion.html> 参照。

種類	輸入期間	規格	大きさ	成熟度
White onions	6/5-3/9	U.S. No.1 以上	最低直径 25.4mm	適度に乾燥
Red onions(baided red onions を除く。)	6/5-3/9	U.S. No.2 以上	最低直径 38.1mm	適度に乾燥
White onions および Red onions 以外のタマネギ	6/5-3/9	U.S. No.2 以上	最低直径 44.5mm	適度に乾燥
すべてのタマネギ	3/10-6/4	U.S. No.1 に満たないものが 20%以下、重大な欠陥が 10%以下、腐っているものが 2%以下	white は最低直径 25.4mm、その他は最低直径 44.5mm	

タマネギの輸入者は、少なくとも貨物の入国の1日前に USDA の検査担当部局に連絡して、検査の準備を整えなければならない。検査に要する費用は輸入者の負担となる。

なお、110 ポンド未満の貨物については、この規格適合性の対象外となっている。

(2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制・残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

(3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

(4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

4. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示および手続き

① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、タマネギを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

(2) 法律に基づく任意表示

① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。タマネギはこの対象に含まれている。

## ② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。食用タマネギについては、Bermuda-Granex-Grano タイプ（春収穫、yellow または white）、Creole タイプ（red）、その他（秋収穫、yellow または white）についてそれぞれ規格<sup>35</sup>が存在する。

例えば、日本で一般的なその他タイプの U.S. No.1 に求められる主な基準は、以下のとおり。

- 形、外皮の色が似通っていること。
- 適度に乾燥し、適度な硬さを有していること。
- 品種の特性を示す良い形状をしていること。多少のいびつさは許容される。
- 腐れ、日焼けによる水ぶくれ、二重連結、乾燥によるくぼみ、出芽、凍結、皮剥けその他による被害がないこと。
- 直径 1 1/2 インチ（38.1mm）より小さくないこと（普通種の場合）

外国産品はこの格付けの対象ではないが、タマネギに関しては「農業マーケティング協定法」に基づき、一定の規格以上に該当するなど、一定の基準に達しなければ、輸入を認められない（前述 3.(1)④参照）。

## ③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

## (3) 業界自主表示および手続き

### ① PLU コード（番号）

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

タマネギに用いられる PLU コードは、品種によって異なるが、例えば、4093（yellow/brown、直径 75mm 以上）、4665（yellow/brown、直径 75mm 未満）、4082（red）。4663（white）などがある。

### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

### ③ その他

特になし。

## 5. 税制度

### (1) 関税

日本からタマネギを輸入した場合に適用される関税率は以下のとおり。

<sup>35</sup> タマネギの格付けの基準については、Bermuda-Granex-Grano タイプは、<http://www.ams.usda.gov/standards/onsbgg.pdf>、Creole タイプは、<http://www.ams.usda.gov/standards/onioncre.pdf>、その他は、<http://www.ams.usda.gov/standards/oniother.pdf> 参照。

関税番号	品目詳細	関税率
0703.10.30.00	パールタマネギ、直径 16mm以下	0.96 セント/kg
0703.10.40.00	その他のタマネギ	3.1 セント/kg

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18～19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国内では、全域で各種のタマネギが生産されており、年間を通じて供給されている。タマネギは生育時期により、大きく分けて春・夏生鮮タマネギ（以下「春・夏種」という）と秋・冬貯蔵用タマネギ（以下「秋・冬種」という）の2種類に分類される（格付けや規格適合性の検査の場合は、更に細分される）。春・夏種は柔らかな食感と香りを持ち、水分含有量が多く、皮が薄い。秋・冬種タマネギは食味が強く、中身が硬く、厚い皮が幾重にも重なっている。ここ5年ほどは、米国全土で年間60億ポンドのタマネギが生産され、輸入は4億7,000万～6億3,000万ポンド程度である。

春・夏種は3月～8月にかけて流通し、白、黄色、赤の品種がある。カリフォルニア、ニューメキシコ、テキサス、ジョージアの各州が主な産地となっている。秋・冬種は8月から4月にかけて収穫され、これも白、黄色、赤の各品種がある。カリフォルニア、ワシントン、オレゴン、アイダホ、ニューヨークの各州が主な生産地である。

消費者は、上端の部分が短くて形の良いもので、傷のない皮が多いものを選ぶ傾向にある。春・夏種は秋・冬種と比べて日持ちが悪いが、それでも乾燥した暗いところで保存すれば数週間は貯蔵可能である。タマネギは汎用性が高く、サラダのように生で食べる場合もあれば、スープなどのように調理して食べる場合もある。

(2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

タマネギは一般的に出回っている野菜であるが、それゆえに日本産の特色を出すことがきわめて難しい。このため、輸入に当たって必要な規格適合性検査の存在ともあいまって、新規参入に適しているとは言いがたい。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出の際の規制内容は通常の輸入とほぼ同様であるが、110ポンドを超えない輸入については、前述3.(1)④の規格適合性が求められていない。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<ニンニク>

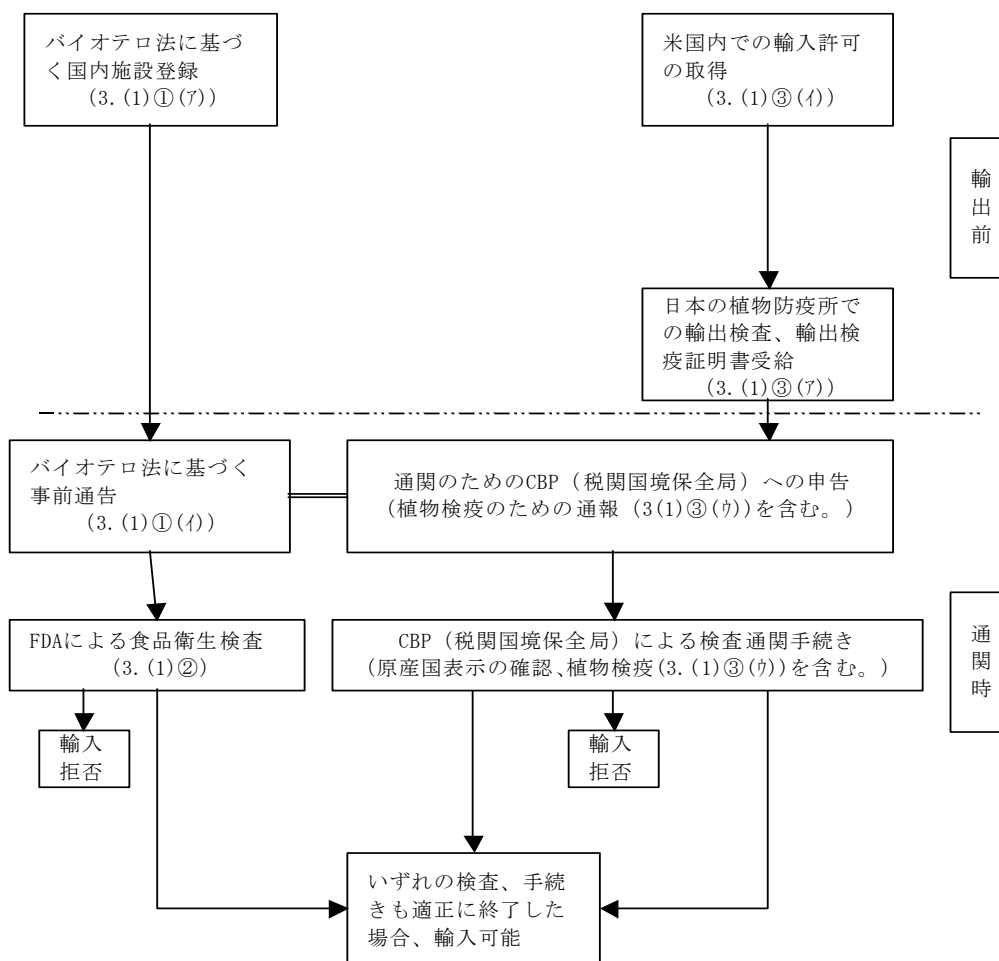
1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵ニンニクを対象とする。

関税番号	品目詳細	関税率
0703.20.00.10	皮付き、生鮮	0.43 セント/kg
0703.20.00.20	皮むき、小鱗茎、生鮮	
0703.20.00.90	その他	

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で、「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であることなどに留意が必要。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

ニンニクの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」の規制を受ける。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

###### (ア) 食品施設登録

ニンニクを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などにに基づき、事前に製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。登録の詳細は、りんごの章(p.2～4)参照。

###### (イ) 輸入事前通告

ニンニクを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDAに事前に通告しなければならない。通告の詳細は、りんごの章(p.4～6)参照。

###### (ウ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章(p.6)参照。

##### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

ニンニクを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDAと税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章(p.7～10)参照。

##### ③ 植物検疫

###### (ア) ニンニクに関する検疫条件等

ニンニクの米国への輸入に当たっては、日本の植物防疫所で輸出検査を受けた旨の輸出検疫証明書を取得することが必要（米国の法令上は必ずしも義務付けられていないが、USDAの検査担当官は、検疫の際に輸出検疫証明書を提出すれば、検査がスムーズに進むとしている）。なお、ニンニクの地表部分は米国への持込が禁止されている。

###### (イ) 輸入許可の取得

皮付きのニンニクの輸入に当たっては、事前に米国農務省（USDA）の輸入許可(Permit)を取得する必要がある。USDAのマニュアルによると、皮をむいたニンニクの小鱗茎は輸入許可が必要ないとされている(検疫の対象にはなる)。ただし、しいたけなど同様の取り扱いとなっている品目で、念のため輸入許可を取得しているケースが多いことを考えると、輸入許可の申請をしておく方が無難。詳細は、りんごの章(p.10～11)参照。

###### (ウ) 検疫

ニンニクが米国内の到着地に到着した場合、輸入許可受給者（輸入者）またはその代理人は税関を通じてUSDAに着地通報を提出し、検疫を受けなければならない。詳細は、りんごの章(p.11～12)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。



### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

## 4. 表示方法

### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

#### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、ニンニクを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

#### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

### (2) 法律に基づく任意表示

#### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。ニンニクはこの対象に含まれていない。

#### ② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

ニンニクについては、U.S. No.1 という格付け<sup>36</sup>が存在する。

外国産品は、この格付けを受けることはできない。

#### ③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

### (3) 業界自主表示および手続き

#### ① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

ニンニクに一般的に用いられる PLU コードは、4608 である。

#### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

## 5. 税制度

---

<sup>36</sup> ニンニクの格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/garlic.pdf> 参照。

(1) 関税

日本からニンニクを輸入した場合に適用される関税率は、0.43 セント/kg である。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国で生産されるニンニクの 80%はカリフォルニアで生産されており、残りのほとんどはオレゴン、ネバダ州産である。ニンニクは、9~11月に植え付けられ、5月頃に収穫される。ニンニクが結球するためには、植付け後6~8週間ほどの低温での休眠期間が必要である

米国は生産量の約4分の1程度を主に中国、メキシコ、スペインから輸入している。輸入は、国内産品が市場に出回らない時期の冬から初春にかけて行われている。

消費者は、よく乾燥した白い皮を持つ傷のない結球を求める傾向にあるが、最近は、手軽に利用できる皮をむいてオイルに漬け込んだものの利用も増加してきている。

(2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

ニンニクは一般的に出回っている野菜であるが、それゆえに日本産の特色を出すことがきわめて難しく、新規参入は容易でないことに留意が必要である。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

## <ねぎ>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵ねぎを対象とする。

関税番号	品目詳細
0703.90.00.00	西洋ニラネギその他ユリ科ネギ属の野菜

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土へのねぎの輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からのねぎの輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている（奄美・沖縄諸島以外からのグアム等向けを除く）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12) 参照。

販売時の表示に関しては、4 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、ねぎを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストラーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。ねぎはこの対象に含まれている。

## ② 格付け

米国農務省（USDA）農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細は、りんごの章(p.14～15)参照。

ねぎについては、次の2段階の格付け<sup>37</sup>が存在する。

- U.S. No.1
- U.S. No.2

外国産品はこの格付けを受けることはできない。

## ③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15～17)参照。

## (3) 業界自主表示および手続き

### ① PLU コード（番号）

PLU コードの詳細は、りんごの章(p.17) 参照。

ねぎの PLU コードは、通常 4068 が用いられている。

### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

## 5. 税制度

### (1) 関税

仮に、日本からねぎを輸入した場合に適用される関税率は、輸入申告額（FOB 価格）の 20%である。

### (2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

### (3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18～19)参照。

## 6. 国内流通・取引慣行等

### (1) 国内マーケット事情

タマネギと同じく、カリフォルニアが主な産地である。カリフォルニアでは、秋、春および夏に植付けが行われ、60～120 日後に収穫される。年間を通して収穫可能。

### (2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

### (3) 新規参入時の留意点

ねぎは、植物検疫の関係で、日本から米国本土への輸入が禁止されている。

---

<sup>37</sup> ねぎの格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/onioncg.pdf> 参照。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

## <にんじん>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵にんじんを対象とする。

関税番号	品目詳細
0706.10.05.00	ミニにんじん
0706.10.10.00	通常のにんじんで長さ 10cm 未満のもの
0706.10.20.00	その他

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土へのにんじんの輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からのにんじんの輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている（グアム等向けおよび奄美・沖縄諸島以外からのハワイ向けを除く。）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、にんじんを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、

デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供  
するよう要請している。にんじんはこの対象に含まれている。

② 格付け

米国農務省（USDA）農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付  
けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14～15)参照。

にんじんについては、品種ごとに3種類（加工用を除く。）の規格が存在する<sup>38</sup>  
が、外国産品は、この格付けを受けることはできない。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15～17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード（番号）

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

にんじんの PLU コードは、種類によって 3424、4094、4560、4561、4562、  
4563 などが用いられている。

② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本からにんじんを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0706.10.05.00	ミニにんじん	輸入申告額(FOB 価格)の 14.9%
0706.10.10.00	通常のにんじんで長さ 10cm 未満のもの	1.4 セント/kg
0706.10.20.00	その他	0.7 セント/kg

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18～19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国は、中国に次ぐ世界第2位のにんじん生産国である。にんじんは、生鮮用のほ  
か、ベビーフード、冷凍野菜、缶スープ、ジュースなどの加工用にも用いられている。  
カリフォルニア、ミシガン、コロラド、ジョージア、ワシントンが生鮮用にんじんの  
主要生産州であり、加工用は主に、カリフォルニア、ワシントン、ウィスコンシン、

<sup>38</sup> にんじんの格付けの基準については、<http://www.ams.usda.gov/standards/carotbch.pdf>、  
<http://www.ams.usda.gov/standards/carrottp.pdf>、<http://www.ams.usda.gov/standards/carotsht.pdf> 参照。

ミシガン、テキサス、ミネソタなどで生産されている。生鮮用は、カリフォルニアおよびテキサスでは年間を通して、ミシガンなどの北部生産州では6月から11月までの間収穫が行われている。

消費者は、形の良いもので、あまり太くなく、皮が乾燥してなめらかなものを選ぶ傾向にある。また、色は深いオレンジ色で、しゃきしゃきした歯ざわりのものが好まれる。近年、ビタミンが豊富で脂肪が含まれていないというにんじんの特性が受けしており、消費が増加している。また、軽食用にベビーキャロット（小型のにんじんの品種で通常皮をむいて流通している。）の袋入りを購入するケースも増えている。

## (2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

## (3) 新規参入時の留意点

にんじんは現在、植物検疫の関係で、日本から米国本土への輸入が禁止されている。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。



## <きゅうり>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵きゅうりを対象とする。

関税番号	品目詳細
0707.00.20.00	12月1日から2月末日までの間に輸入
0707.00.40.00	3月1日から4月30日までの間に輸入
0707.00.50.10	5月1日から6月30日まで、または9月1日から11月30日までの間に輸入、温室栽培
0707.00.50.90	輸入時期は同上、その他
0707.00.60.10	7月1日から8月31日までの間に輸入、温室栽培
0707.00.60.90	輸入時期は同上、その他

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土へのきゅうりの輸入は植物検疫法に基づき禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からのきゅうりの輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている（奄美、沖縄等以外からのハワイ<sup>39</sup>およびグアム等向けを除く）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPsについては、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、きゅうりを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

<sup>39</sup> ハワイへの輸出は、本州以北の温室産のみに限定。

- ② 原産国表示  
りんごの章(p.14) 参照。

(2) 法律に基づく任意表示

① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。きゅうりはこの対象に含まれている。

② 格付け

米国農務省 (USDA) 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

きゅうりについては、加工用を除き、路地ものと温室産のそれぞれについて規格<sup>40</sup>が存在するが、外国産品は、この格付けを受けることはできない。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

きゅうりの PLU コードは、各種存在するが、日本の品種 (日本産ではない。) については、4594 が用いられているようである。

② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本からきゅうりを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0707.00.20.00	12月1日から2月末日までの間に輸入	4.2セント/kg
0707.00.40.00	3月1日から4月30日までの間に輸入	5.6セント/kg
0707.00.50.10	5月1日から6月30日まで、または9月1日から11月30日までの間に輸入、温室栽培	5.6セント/kg
0707.00.50.90	輸入時期は同上、その他	5.6セント/kg
0707.00.60.10	7月1日から8月31日までの間に輸入、温室栽培	1.5セント/kg
0707.00.60.90	輸入時期は同上、その他	1.5セント/kg

<sup>40</sup> きゅうりの格付けの基準については、路地ものについては、<http://www.ams.usda.gov/standards/cucumber.pdf>、温室産については、<http://www.ams.usda.gov/standards/cucumgre.pdf> 参照。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国では、きゅうりは生鮮用とともにピクルス向けにも大量に生産されている。生鮮用の主な生産州は、フロリダ、ジョージア、カリフォルニア、ミシガンであり、4月~12月の間に収穫される。国内生産だけでは消費は賅いきれず、2003年には生鮮消費の45%を輸入で賅っている。特に国内生産の3分の1ほどの量がメキシコから輸入されている。輸入物の大部分は、11月~2月の間に持ち込まれている。

消費者は、細く、種のない日本の品種（英国の品種のものに似ていると感じる消費者が多い）に次第になじみつつあるが、一般的には太い品種が出回っており、日本の品種は広く一般のスーパーマーケットで見かける存在ではない。

(2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

きゅうりは、植物検疫の関係で、日本から米国本土への輸入が禁止されている。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<レタス>

#### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵レタスを対象とする。

関税番号	品目詳細
0705.11.20.00	結球、6月1日から10月31日までの間に輸入
0705.11.40.00	結球、その他の時期に輸入
0705.19.20.00	その他種、6月1日から10月31日までの間に輸入
0705.19.40.00	その他種、その他の時期に輸入

#### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土へのレタスの輸入は、植物検疫法に基づき禁止されている。

#### 3. 輸入・販売上の規制

##### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からのレタスの輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている（奄美・沖縄諸島以外からのグアム等向けを除く）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

##### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

##### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

##### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPsについては、りんごの章(p.13)参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

#### 4. 表示方法

##### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

###### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、レタスを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

###### ② 原産国表示

りんごの章(p.14)参照。

##### (2) 法律に基づく任意表示

###### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDAは、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位20種類について、パンフレット、ビデオ、

デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。レタスはこの対象に含まれている。

② 格付け

米国農務省（USDA）農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14～15)参照。

レタスについては、加工用を除き、路地ものと温室産のそれぞれについて規格<sup>41</sup>が存在するが、外国産品は、この格付けを受けることはできない。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15～17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード（番号）

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17)参照。

レタスの PLU コードは、各種存在するが、例えばアイスバーグ・レタス(Iceberg lettuce) の番号は、4061 (West)、4634 (East) である。

② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本からレタスを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0705.11.20.00	結球、6月1日から10月31日までの間に輸入	0.4セント/kg
0705.11.40.00	結球、その他の時期に輸入	3.7セント/kg
0705.19.20.00	その他種、6月1日から10月31日までの間に輸入	0.4セント/kg
0705.19.40.00	その他種、その他の時期に輸入	3.7セント/kg

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18～19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国では、主に、Head (Iceberg)、Romaine、Leaf という3つの種類が生産されている（このほか Boston (bib) という品種もある）。Head の生産量が最も多い。生産はカリフォルニアに集中しており、通年収穫されている。メキシコ（11～5月）、

<sup>41</sup> レタスの格付けの基準については、路地ものについては、<http://www.ams.usda.gov/standards/lettuce.pdf>、温室産については、<http://www.ams.usda.gov/standards/letgrhse.pdf> 参照。

カナダ（10月～4月）から輸入されているが、国内生産量の2%にも達しない程度である。Headは、大きく、丸い、よく詰まった結球で、淡い緑色、しゃきしゃきした食感で繊細な風味がある。Romaineは、結球タイプではあるが、中身がぎっしり詰まっているわけではない。長く、幅の広い葉をもち、しゃきしゃきした食感がある。葉は外側が濃い緑色で、内側が淡い緑色。Leafは、結球にはならないタイプで、濃い緑色か赤色を伴った緑色の葉を有する。HeadやRomaineと比べてやわらかいが、しゃきしゃきした食感が残る。

レタスは主にサラダ用に用いられている。

## (2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

## (3) 新規参入時の留意点

レタスは、現在、植物検疫の関係で、日本から米国本土への輸入が禁止されている。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<ゴボウ>

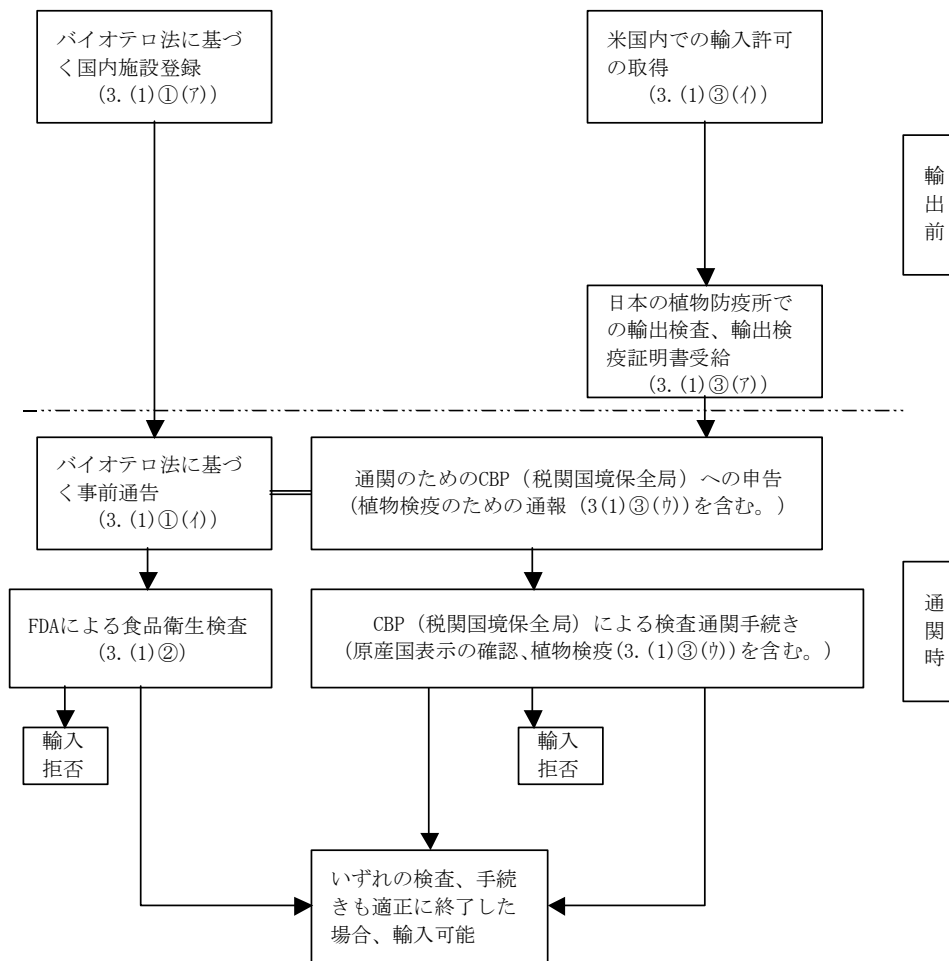
1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵ゴボウを対象とする。

関税番号	品目詳細
0706.90.40.00	その他の根菜

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で、「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であることなどに留意が必要。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

ゴボウの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」の規制を受ける。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

###### (ア) 食品施設登録

ゴボウを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。登録の詳細については、りんごの章(p.2～4)参照。

###### (イ) 輸入事前通告

ゴボウを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDAに事前に通告しなければならない。通告の詳細については、りんごの章(p.4～6)参照。

###### (ウ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章(p.6)参照。

##### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

ゴボウを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDAと税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章(p.7～10)参照。

##### ③ 植物検疫

###### (ア) ゴボウに関する検疫条件等

ゴボウの米国への輸入に当たっては、日本の植物防疫所で輸出検査を受けた旨の輸出検疫証明書を取得することが必要（米国の法令上は必ずしも義務付けられていないが、米国農務省（USDA）の検査担当官は、検疫の際に輸出検疫証明書を提出すれば、検査がスムーズに進むとしている。）。

###### (イ) 輸入許可の取得

ゴボウの輸入に当たっては、事前にUSDAの輸入許可（Permit）を取得する必要がある。詳細については、りんごの章(p.10～11)参照。

###### (ウ) 検疫

ゴボウが、米国内の到着地に到着した場合、輸入許可受給者またはその代理人は、税関を通じてUSDAに対し、着地通報を提出し、検疫を受けなければならない。その詳細は、りんごの章(p.11～12)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。  
販売時の表示に関しては、後述の4.参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12～13)参照。



#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、ゴボウを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。ゴボウはこの対象に含まれていない。

##### ② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって野菜・果実の格付けが行われているが、ゴボウについては規格が存在しない。

##### ③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

#### (3) 業界自主表示および手続き

##### ① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

ゴボウに用いられる PLU コードは、3091 である。

##### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

### 5. 税制度

#### (1) 関税

日本からゴボウを輸入した場合に適用される関税率は、輸入申告額 (FOB 価格) の 10% である。

#### (2) 消費税

りんごの章(p.18)参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

米国内での生産状況の詳細は不明であるが、一部商業用にハワイで生産されているとのことである。米国本土では、日系のスーパーマーケットではよくみかけるが、一般の米国系スーパーマーケットでは、まず見かけない。

(2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

ゴボウは、従来、日本から米国へ輸入されてきた数少ない農産物の一つであるが、近年、中国、台湾産に押されつつあるのが現状である。また、米国人にはゴボウはなじみがなく、今後の輸出拡大を狙うためには、米国人にゴボウの食べ方を知ってもらうことが必要と考えられる。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様である。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<トマト>

1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵トマトを対象とする。

関税番号	品目詳細
0702.00.20.10	3月1日から7月14日まで、または9月1日から11月14日までの間に輸入、温室栽培
0702.00.20.35	輸入時期は同上、Cherry種
0702.00.20.45	輸入時期は同上、Grape種
0702.00.20.65	輸入時期は同上、Roma種（プラムタイプ）
0702.00.20.99	輸入時期は同上、その他
0702.00.40.30	7月15日から8月31日までの間に輸入、Cherry種
0702.00.40.45	輸入時期は同上、Grape種
0702.00.40.60	輸入時期は同上、Roma種（プラムタイプ）
0702.00.40.99	輸入時期は同上、その他
0702.00.60.10	11月15日から2月末日までの間に輸入、温室栽培
0702.00.60.35	輸入時期は同上、Cherry種
0702.00.60.45	輸入時期は同上、Grape種
0702.00.60.65	輸入時期は同上、Roma種（プラムタイプ）
0702.00.60.99	輸入時期は同上、その他

2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土へのトマトの輸入は、植物検疫法に基づき禁止されている。

3. 輸入・販売上の規制

(1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からのトマトの輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている（奄美・沖縄諸島以外からのハワイ<sup>42</sup>、グアム等向けを除く）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

なお、トマトの輸入に関して求められる規格については、後述の4.(2)②参照。

(2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

(3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

(4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPsについては、りんごの章(p.13)参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

<sup>42</sup> ハワイへの輸出は、本州以北の温室産のみに限定。

#### 4. 表示方法

##### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

###### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、トマトを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

###### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

##### (2) 法律に基づく任意表示

###### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。トマトはこの対象に含まれている。

###### ② 格付け

米国農務省 (USDA) 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

トマトについては、路地ものと、温室栽培について規格<sup>43</sup>が存在する。例えば、温室栽培については、以下の 2 段階の格付けとなっている。

- U.S. No.1
- U.S. No.2

外国産品は、直接この格付けを受ける対象ではないが、トマトに関しては、「農業マーケティング協定法」に基づき、U.S. No2 以上に該当し、かつ、大きさが直径 2 9/32 インチなければ、輸入を許されないこととなっている<sup>44</sup>。

###### ③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

##### (3) 業界自主表示および手続き

###### ① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

トマトの PLU コードには、各種存在するが、例えば、レギュラータイプ (赤) のものは、4063 (直径 70mm 未満)、4064 (直径 70mm 以上) である。

###### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

<sup>43</sup> トマトの格付けの基準については、路地ものについては、<http://www.ams.usda.gov/standards/tomatfrh.pdf>、温室産については、<http://www.ams.usda.gov/standards/tomatogr.pdf> 参照。

<sup>44</sup> トマトの輸入基準については、<http://www.ams.usda.gov/fv/8e/tomato.htm> 参照。

## 5. 税制度

### (1) 関税

仮に、日本からトマトを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0702.00.20	3月1日から7月14日まで、または9月1日から11月14日までの間に輸入	3.9セント/kg
0702.00.40	7月15日から8月31日までの間に輸入	2.8セント/kg
0702.00.60	11月15日から2月末日までの間に輸入	2.8セント/kg

### (2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

### (3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

## 6. 国内流通・取引慣行等

### (1) 国内マーケット事情

米国内では生鮮向けと加工向けにトマトが生産されているが、生産量は、加工向け（約98万トン）が生鮮向け（約15万トン）の6倍以上にも及んでいる（2003年）。

カリフォルニアが加工向けの90%以上を生産しており、インディアナ、ミシガン、オハイオがこれに続く。加工用の用途としては、調理用のソースやケチャップなどがあげられる。

生鮮用の生産では、フロリダが43%を占め、カリフォルニア、バージニア、テネシー、オハイオ、サウスカロライナがこれに続く。1月~3月の間はフロリダから、4月~7月の間はカリフォルニア、フロリダ、サウスカロライナから、その後の10月までの間は各州から、10月~12月の間はカリフォルニアとフロリダからと、生鮮用トマトは年間を通じて供給されている。

生鮮トマトの輸入は、主にメキシコとカナダから行われており、2003年は国内生産の半分以上の量が輸入されている。メキシコからの輸入は12月から4月の間にピークを迎え、カナダからはこれより少ないが、夏期に輸入が行われている。

トマトの国内消費（加工用を含む。）は、1970年以来倍増している。消費者は、鮮やかな赤色の実を好むが、スーパーマーケットでは、完熟する前の白っぽいピンク色の状態で売っている。また、黄色やオレンジ色のタイプのものも消費されている。生鮮用トマトは腐りやすく、また、一方で華氏55度（摂氏約12度~13度）以下で保存しない方が良いとされている。トマトは汎用性が高く、サラダのほか各種の料理に用いられている。

### (2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

トマトに関しては、現在、植物検疫の関係で、日本から米国本土への輸入が禁止されている。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入とほぼ同様（輸入禁止）だが、温室栽培などを除くトマトに関しては、1日に60ポンドを超える輸入でなければ、

4.(2) ②の規格適合性は求められない。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

## <キャベツ>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵キャベツ（芽キャベツを含む）を対象とする。

関税番号	品目詳細
0704.20.00.00	芽キャベツ
0704.90.20.00	キャベツ

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土へのキャベツの輸入は植物検疫法に基づき禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からのキャベツの輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている（ハワイ、グアム等向けを除く）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、キャベツを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供しよう要請している。キャベツはこの対象に含まれている。

② 格付け

米国農務省（USDA）農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14～15)参照。

キャベツについては、芽キャベツと、一般のキャベツについて規格<sup>45</sup>が存在する。例えば、一般のキャベツについては、以下の2段階の格付けとなっている。

- U.S. No.1
- U.S. Commercial

外国産品は、これらの格付けを受ける対象ではない。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15～17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード（番号）

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

キャベツの PLU コードには、各種存在するが、例えば、芽キャベツは 4550、グリーンタイプのキャベツは 4069 などとなっている。

② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本からキャベツを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0704.20.00.00	芽キャベツ	輸入申告額（FOB 価格）の 12.5%
0704.90.20.00	キャベツ	0.54 セント/kg

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18～19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

キャベツは、米国内では生鮮用と加工用がそれぞれ生産されており、USDA の見積もりでは、そのうちコールスロー用が 40～45%、生鮮用の結球キャベツが 35%、ザウークラウト用が 12%程度ということである。また、パックされたカット済みサラダの消費が伸びており、これ用が 5～10%程度になろうということであった。

<sup>45</sup> キャベツの格付けの基準については、芽キャベツについては、<http://www.ams.usda.gov/standards/brussels.pdf>、一般のキャベツについては、<http://www.ams.usda.gov/standards/cabbage.pdf> 参照。



ニューヨーク、ウィスコンシン、オハイオ、オレゴンが加工用キャベツの主要生産州である。生鮮向けは、主にカリフォルニア、ニューヨーク、テキサス、フロリダ、ノースカロライナで生産されている。また、少量がメキシコとカナダから輸入されている。冬でもフロリダ、テキサス、カリフォルニアで生産できるため、年間を通して流通している。

USDA の試算によると、国内生産の 14% が St. Patrick's Day (3/17) の定番料理であるコーンビーフ・キャベツ用に使用されるため 3 月に流通するということである。

消費者は、中身の詰まった、葉が淡い緑色の丸い結球キャベツを好む。赤キャベツも流通している。

## (2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

## (3) 新規参入時の留意点

キャベツは、現在、植物検疫の関係で日本から米国本土への輸入が禁止されている。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

## <大根>

### 1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵大根を対象とする。

関税番号	品目詳細
0706.90.20.00	Radish

### 2. 手続き全体の流れ

現在、日本から米国本土への大根の輸入は、植物検疫法に基づき、原則として禁止されている。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

現在、日本からの大根の輸入は、植物検疫法に基づき、禁止されている（ハワイ、グアム等向けを除く）。

その他の輸入の規制および手続きについては、りんごの章(p.2~13)参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12~13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、大根を含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。Radish はこの対象に含まれている。

② 格付け

米国農務省 (USDA) 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

Radish については、以下の 2 段階の格付け<sup>46</sup>が存在する。

○ U.S. No.1

○ U.S. Commercial

外国産品は、これらの格付けを受ける対象ではない。

③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

(3) 業界自主表示および手続き

① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

Radish の PLU コードには、各種存在するが、日本のいわゆる大根については、4598 となっている。

② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

5. 税制度

(1) 関税

仮に、日本から大根を輸入した場合に適用される関税率は、輸入申告額 (FOB 価格) の 2.7% である。

(2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

(3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

6. 国内流通・取引慣行等

(1) 国内マーケット事情

大根は、米国では従来あまり一般的でない野菜であったが、近年生産量が増加している。2002 年センサスによれば、大根の生産面積は 1,125 エーカーに増加している (1997 年は 367 エーカー)。主な生産地は、カリフォルニア、ハワイ、ノースカロライナなど。USDA によれば、ハワイでの 5 年間の平均収量は 1 エーカー当たり 9,520 ポンドとのことである。1997 年に USDA は、カリフォルニアの東南アジア系少数民族であるモン族の支援プログラムとして、大根を含むアジア特有品種の野菜の生産支援を開始している。

Radish 全般として見た場合、Small Red Glove 種がサラダや料理の飾りつけとして最も一般的に用いられている。大根は、日系のスーパー、一部の farmers market や特別な食品素材店で売られているほか、一部のレストランでは食材として使い始めているようである。

---

<sup>46</sup> Radish の格付けの基準については、[d http://www.ams.usda.gov/standards/radishes.pdf](http://www.ams.usda.gov/standards/radishes.pdf) 参照。

(2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

大根に関しては、現在、植物検疫の関係で、日本から米国本土への輸入が禁止されている。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様（輸入禁止）。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<しいたけ>

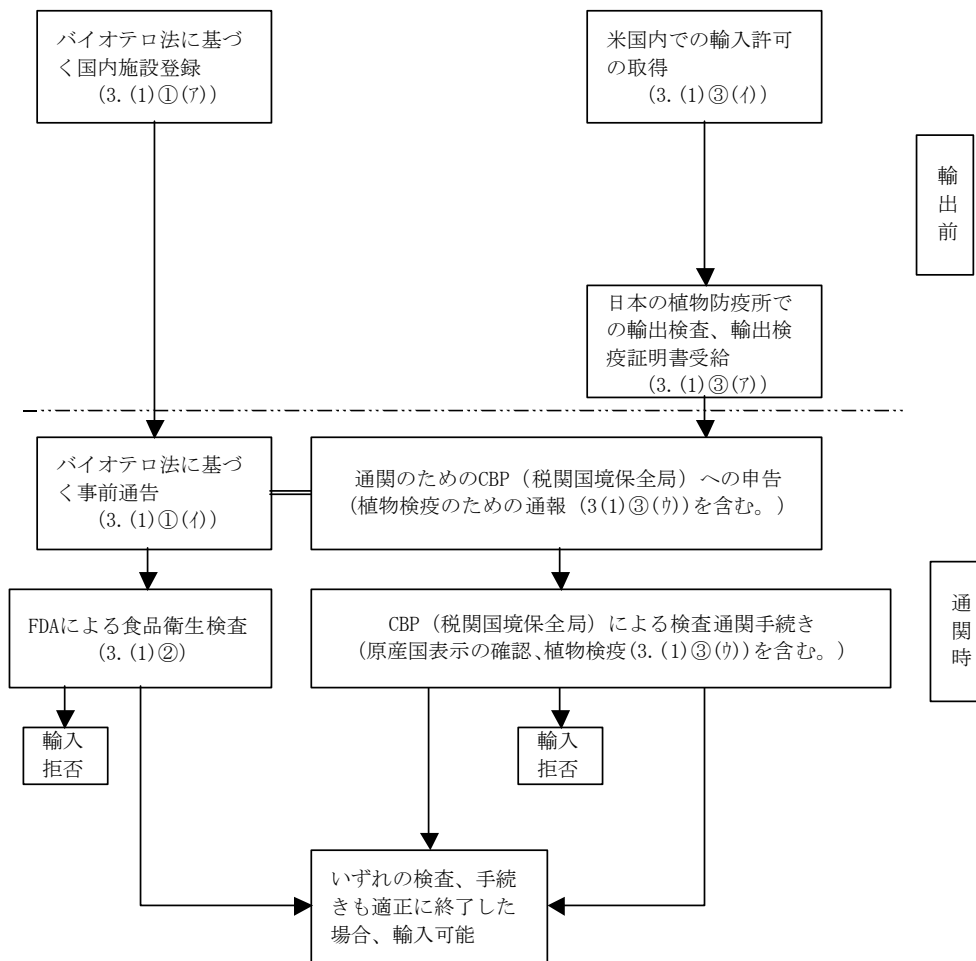
1. 品目の定義

ここでは、生鮮および冷蔵しいたけを対象とする。

関税番号	品目詳細
0709.59.00.00	その他のマッシュルーム

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で、「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であることなどに留意が必要。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

しいたけの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」の規制を受ける。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

###### (ア) 食品施設登録

しいたけを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。登録の詳細については、りんごの章（p.2～4）参照。

###### (イ) 輸入事前通告

しいたけを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDA に事前に通告しなければならない。通告の詳細については、りんごの章（p.4～6）参照。

###### (ウ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章（p.6）参照。

##### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

しいたけを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDA と税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章（p.7～10）参照。

##### ③ 植物検疫

###### (ア) しいたけに関する検疫条件等

しいたけの米国への輸入に当たっては、日本からの輸出検疫証明書（植物防疫所発行）の添付は必ずしも義務付けられてはいない。ただし、米国農務省（USDA）の担当官は、添付した方が検疫がスムーズに進むとしている。

###### (イ) 輸入許可の取得

しいたけの輸入に当たっては、事前に USDA の輸入許可（Permit）を取得する必要はないとされている（検疫は必要）。ただし、輸入業者によっては輸入許可を取得して輸入しているケースもあり、取得した方が無難。輸入許可の詳細については、りんごの章（p.10～11）参照。

###### (ウ) 検疫

しいたけが、米国内の到着地に到着した場合、輸入許可受給者またはその代理人は、税関を通じて USDA に対し、着地通報を提出し、検疫を受けなければならない。その詳細は、りんごの章（p.11～12）参照。

#### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章（p.12）参照。

販売時の表示に関しては、後述の 4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章（p.12～13）参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられているが、しいたけを含む生鮮野菜については、義務の対象外となっている。

##### ② 原産国表示

りんごの章(p.14) 参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 栄養情報の自発的提供

生鮮果実・野菜は、上述の栄養表示の義務付け対象にはならないが、FDA は、米国で最も消費量の多い果物・野菜の上位 20 種類について、パンフレット、ビデオ、デモンストレーションその他の媒体を利用して、販売時に栄養情報を消費者に提供するように要請している。マッシュルームはこの対象に含まれている。

##### ② 格付け

USDA 農業マーケティング局が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。詳細については、りんごの章(p.14~15)参照。

マッシュルームについては、以下の 2 段階の格付け<sup>47</sup>が存在する。

○ U.S. No.1

○ U.S. No.2

外国産品は、当該格付けを受けることはできない。

##### ③ 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

#### (3) 業界自主表示および手続き

##### ① PLU コード (番号)

PLU コードの詳細については、りんごの章(p.17) 参照。

しいたけに用いられる PLU コードは、4651 である。

##### ② UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18)参照。

---

<sup>47</sup> マッシュルームの格付け基準は、<http://www.ams.usda.gov/standards/mushroom.pdf> 参照。

## 5. 税制度

### (1) 関税

日本からしいたけを輸入した場合に適用される関税率は、8.8 セント/kg+輸入申告額（FOB 価格）の 20%である。

### (2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

### (3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

## 6. 国内流通・取引慣行等

### (1) 国内マーケット事情

米国は、中国に次ぐ世界第 2 位のきのこ類の生産国である。また、2002 年の一人あたりのきのこ消費量は、1966 年から 4 倍に、1980 年からでも 2 倍以上となっている。生鮮用が国内消費の 3 分の 2 を占める。日本でいわゆるマッシュルームと呼ばれるハラタケ属のきのこが最も消費されている。日本のしいたけを含む特殊な種類のきのこは、消費全体の 4 %程度。

米国内でも、施設栽培などの手法でしいたけが生産されている。

以前は、しいたけの黒い色が消費者の好みに合わなかった面があったが、最近は、さほどの抵抗感なく受け入れられているようである。

### (2) 流通経路

輸入野菜の流通経路は、輸入業者（主に生鮮品を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、生鮮品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

### (3) 新規参入時の留意点

しいたけは、従来、日本から米国へ輸入されてきた数少ない農産物の一つである。以前は、黒い色が米国人から嫌われることもあったが、次第に、米国人の食習慣の中にも入り込みつつあるようである。今後は、米国産や中国産などとの競合がポイントとなると考えられる。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様である。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。



<乾しいたけ>

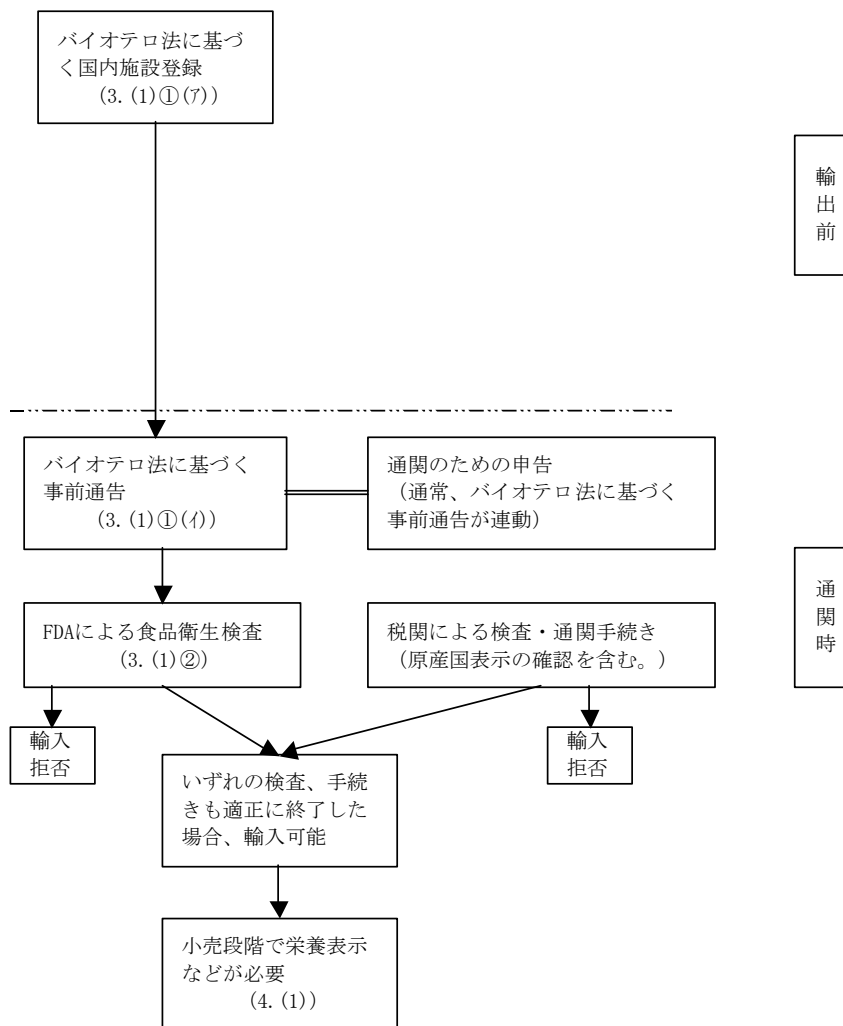
1. 品目の定義

ここでは、干したしいたけを対象とする。

関税番号	品目詳細
0712.39.10.00	空気乾燥または天日乾燥したその他のマッシュルーム
0712.39.20.00	その他

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



(2) 留意点

輸出前の段階で「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であること、小売段階で栄養表示などが必要なこと等に留意が必要。

### 3. 輸入・販売上の規制

#### (1) 輸入の規制および手続き

乾しいたけの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」の規制を受ける。

##### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

###### (ア) 食品施設登録

乾しいたけを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。登録の詳細については、りんごの章（p.2～4）参照。

###### (イ) 輸入事前通告

乾しいたけを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDAに事前に通告しなければならない。通告の詳細については、りんごの章（p.4～6）参照。

###### (ウ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章（p.6）参照。

##### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

乾しいたけを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDAと税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章（p.7～10）参照。

##### ③ 植物検疫

乾燥野菜は、植物検疫の対象ではないため、乾しいたけは基本的に検疫の必要はない。ただし、どの程度まで乾燥させれば乾燥野菜に該当するのか明示的に示されていないため、乾燥度合いによっては検査官の判断により生鮮しいたけ（検疫対象）と判定される可能性を全く否定することはできない。このため、米国農務省（USDA）の担当官は、輸入の際には、関係書類に「加工食品(processed food)」であることを明確に記載するよう勧めている。

#### (2) 販売時の規制および手続き

乾しいたけの販売に際しては、「連邦食品・医薬品・化粧品法」の適用を受ける。

同法により、有害・有毒な物質を含有する食品や不衛生な食品を販売することは、禁止されている。

残留農薬についてはりんごの章（p.12）参照。

販売時の表示に関しては、後述の4. 参照。

#### (3) 所管官公庁

りんごの章（p.12～13）参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

特になし

#### 4. 表示方法

##### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

###### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられている。

具体的な表示事項については、干し柿の 4.(1) ①参照。

###### ② 原産国表示

通関時の原産国表示については、りんごの章(p.14) 参照。

小売段階での表示については、干し柿の 4.(1) ①参照。

##### (2) 法律に基づく任意表示

特になし

##### (3) 業界自主表示および手続き

###### ① UPC コード

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

###### ② その他

特になし。

#### 5. 税制度

##### (1) 関税

日本から乾しいたけを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
0712.39.10.00	空気乾燥または天日乾燥したその他のマッシュルーム	1.3 セント/kg + 輸入申告額 (FOB 価格) の 1.8%
0712.39.20.00	その他	1.9 セント/kg + 輸入申告額 (FOB 価格) の 2.6%

##### (2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

##### (3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

#### 6. 国内流通・取引慣行等

##### (1) 国内マーケット事情

しいたけの生産動向等については、しいたけの 6. (1) 参照。

乾しいたけは、日系のスーパーマーケットのほか、米系の食材店でもみかけることがある。

(2) 流通経路

乾しいたけの流通経路は、輸入業者（主に日系、東洋系食材を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、食品専門店など）またはレストランというルートが一般的であるが、スーパーなどによっては、市場で調達するケースもある。

(3) 新規参入時の留意点

乾しいたけは、原則として植物検疫上の対象とならないが、乾燥度合いが低いと生野菜と判断されて検疫手続きを求められる可能性があるため、輸入の際は「加工食品（processed food）」であることを明記するなど注意が必要。

また、加工食品として、栄養表示等が求められる。

7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の場合と同様。

8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

<コメ>

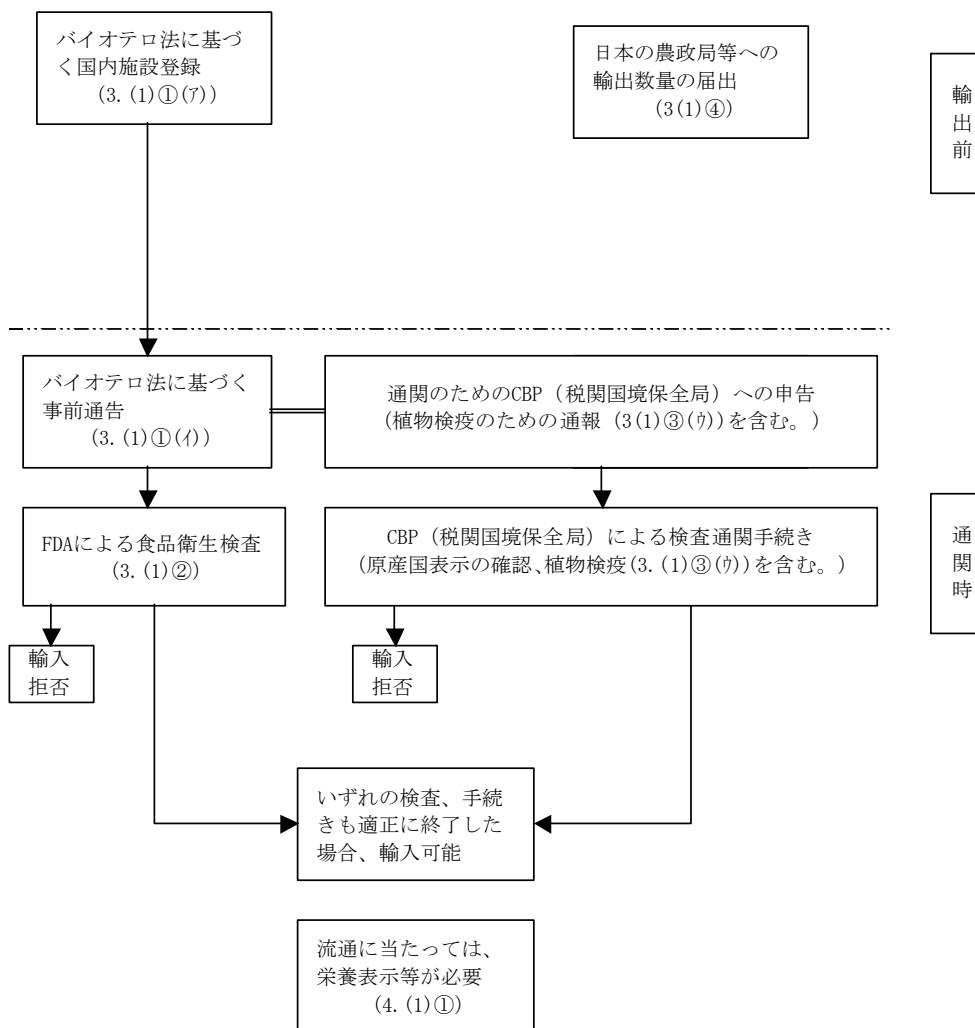
1. 品目の定義

ここでは、短粒種のもみ、玄米、精米、砕米を対象とする。

関税番号	品目詳細
1006.10.00.00	もみ
1006.20.40.60	玄米、短粒種
1006.30.90.30	精米、短粒種
1006.40.40.00	砕米

2. 手続き全体の流れ

(1) フローチャート



## (2) 留意点

輸出前の段階で、日本の農政局等への届出や「バイオテロ法」に基づく施設登録が必要であること、流通段階で栄養表示などが必要であること等に留意が必要。

## 3. 輸入・販売上の規制

### (1) 輸入の規制および手続き

コメの輸入に際しては、「バイオテロ法」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「植物検疫法」の規制を受ける。

#### ① 「バイオテロ法」関連の手続き

##### (ア) 食品施設登録

コメを米国に輸入する場合、「バイオテロ法」などに基づいて、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米国内外の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。登録の詳細については、りんごの章(p.2～4)参照。

##### (イ) 輸入事前通告

コメを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前に、FDAに事前に通告しなければならない。通告の詳細については、りんごの章(p.4～6)参照。

##### (ロ) 食品に関する記録の保持

「バイオテロ法」に基づく記録保持義務については、りんごの章(p.6)参照。

#### ② 食品衛生等に関する通関上の手続き

コメを米国に輸入する際の食品衛生に関する手続きは、FDAと税関の連携の下に実施されている。その詳細については、りんごの章(p.7～10)参照。

#### ③ 植物検疫

植物検疫法に基づき、もみの米国への輸入は、禁じられている（一部、研究用などに限って輸入許可）。玄米、精米、砕米については、輸入許可を取得することまでは求められていないが、通関時に検査の対象となり、1クォート（約1.101リットル）当たり、28粒を超えるもみやもみがらの混入があった場合には、輸入を拒否される。

#### ④ 日本での届出

コメを日本から輸出する場合、主要食糧の需給および価格の安定に関する法律第36条に基づき、あらかじめ輸出数量を地方農政局長または地方農政事務所に届け出る必要がある。

### (2) 販売時の規制および手続き

販売時の衛生規制、残留農薬については、りんごの章(p.12)参照。  
販売時の表示に関しては、後述の4.参照。

### (3) 所管官公庁

りんごの章(p.12～13)参照。

#### (4) 業界・量販店独自の基準および手続き

GAPs については、りんごの章(p.13) 参照。

このほか、Whole Foods などの高級スーパーなどでは、オーガニック製品を重点的に取り揃える傾向がある。

### 4. 表示方法

#### (1) 法律に基づく義務表示および手続き

##### ① 一般的な表示

食品については、「連邦食品・医薬品・化粧品法」および「栄養表示教育法」に基づき、食品の名称、重量、製造者名等の「基本的表示事項」と栄養に関する情報である「栄養表示」を表示することが義務付けられている。

具体的な表示事項については、干し柿の 4.(1)①参照。

##### ② 原産国表示

通関時の原産国表示については、りんごの章(p.14)参照。

小売段階での表示については、干し柿の 4.(1)①参照。

#### (2) 法律に基づく任意表示

##### ① 格付け

コメに関しては、米国農務省(USDA)穀物検査・食肉流通局 (Grain Inspection, Packers and Stockyards Administration, GIPSA) が中心となって、野菜・果実の格付けを行っている。

規格は、もみ、玄米（加工用）、精米についてそれぞれ存在<sup>48</sup>し、精米は、U.S.No1 から U.S.No5 までの 5 段階（厳密にはその下に U.S. Sample というグレードがあるほか、醸造用の規格なども別途存在する）に分かれている。精米の U.S. No.1 に求められる主な基準は、以下のとおり。

- 500g 中に他の植物の種や熱による変色米・もみなどの混入が 2 粒以下であること。
- ぬかの付着による変色米や水分・虫などの被害を受けたコメの混入が 0.5%以下であること。
- 白変したコメの混入が 2%以下であること。
- 砕米が 4%以下であること。
- 他品種（長粒種や中粒種）の混入（中粒種の砕米は可）が 1%以下であること。
- 白かクリーム色であること。
- 十分に精米されていること。

日本のように銘柄の区分はなされていない。外国産品は、直接この格付けを受ける対象ではない。

##### ② 有機食品に関する表示規則

りんごの章(p.15~17)参照。

#### (3) 業界自主表示および手続き

---

<sup>48</sup> コメの格付けの基準については、<http://www.usda.gov/gipsa/reference-library/standards/ricestandards.pdf> 参照。

UPC コードの詳細については、りんごの章(p.18) 参照。

なお、米国产米でも日本人向けには、コメの銘柄を表示したり、〇〇米などの名称をつけたりして、PRを行っている。

## 5. 税制度

### (1) 関税

日本からコメを輸入した場合に適用される関税率は、以下のとおり。

関税番号	品目詳細	関税率
1006.10.00.00	もみ	1.8セント/kg
1006.20.40.60	玄米、短粒種	2.1セント/kg
1006.30.90.30	精米、短粒種	1.4セント/kg
1006.40.40.00	砕米	0.44セント/kg

### (2) 消費税

りんごの章(p.18) 参照。

### (3) その他

その他の費用については、りんごの章(p.18~19)参照。

## 6. 国内流通・取引慣行等

### (1) 国内マーケット事情

米国では、長粒種 (73.3%、2004年)、中粒種 (25.2%)、短粒種 (1.5%) の生産が行われている。また、このほか、一部、香米の生産も行われている。2004年では、最大の生産州はアーカンソー (46.5%) で、カリフォルニア、ルイジアナ、ミシシッピ、テキサス、ミズーリがこれに続いている。また、フロリダでの生産も拡大している。なお、短粒種のほとんどはカリフォルニアで生産されている。

米国は、コメの輸出国であると同時に輸入国でもあり、2003年は、タイ、中国、インド、パキスタン、カナダ、イタリアなどから輸入している。なかでも2003年は中国からの輸入が急増 (83,413 トン、対前年比 12,766%増) しており全体でのシェアも 18.1%とタイに次いで第2位となっている。なお、2003年の日本からの輸入は、39.4 トン。

米国のコメの作付けは、テキサス、ルイジアナでは3月上旬から、ミシシッピ、アーカンソー、ミズーリでは4月から、カリフォルニアでは4月中旬から5月にかけて行われる。収穫は、テキサス、ルイジアナでは7月初旬から始まるが、これらの2州を含めた南部の収穫最盛期は9月から10月初旬にかけてとなる。カリフォルニアでは、9月の後半から11月前半まで収穫が行われる。

国内生産のうち、約半分が国内消費に回され、残りが輸出および在庫へと仕向けられる。国内消費の75%程度が食用 (加工用を含む) で、残りが醸造用、飼料用など。

米国の消費者は、コメを食材の一部として、料理の中に入れて使う (サラダに入れたり、肉の付け合せとしてソースに混ぜたりする) ことが多く、互にくっつかないためこのような用途にむいている長粒種を好む傾向がある。短粒種や長粒種も、すしを含めたアジア系の民族料理が広まるにつれて消費は伸びてきているが、スーパーマーケットでの品揃えなどを見ても長粒種の消費が圧倒的に多いと考えられる。

短粒種に関しては、日系のスーパーマーケットで日本人向けに販売されているが、最近のコシヒカリ系の品種 (米国では銘柄の検査は行われていないため、どこまで信



頼してよいかは不明) が増えてきているほか、無洗米も販売されている。通常、20、15、10 ポンド袋で販売されていることが多い。

## (2) 流通経路

輸入米の流通経路は、輸入業者（主に日系食材を専門に取り扱う卸業者）→（二次卸業者）→小売店（スーパー、食品専門店など）またはレストランというルートが一般的。

## (3) 新規参入時の留意点

近年、カリフォルニアで、コシヒカリ系品種などの生産が盛んに行われており、ある程度の品質のものであれば、米国内で低価格で調達可能。

このため、すしブームと言われつつも、これによって消費されるのは米国産米という結果となっている。

また、米国人にとってコメは主食ではなく、単なる食材の一つであって、毎日食べるものではない（日本人にとってのパスタのような感覚）ことに留意する必要がある。

価格面での競争は不可能であるだけに、今後は、すし以外の日本米にあった食べ方の普及（炊飯器の普及）やターゲットを明確にした販売戦略が重要と考えられる。

## 7. サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出についても、規制内容は通常の輸入と同様。

## 8. 関連企業・団体リスト

別添参照。

別添：関連企業・団体リスト

(今回の調査でお話を伺った関係者、アルファベット順)

1. 輸入業者・卸業者

取扱品目として、日本から輸入しているものを記載しているが、これ以外にも会社によっては、市場から日本産野菜や果物を入手して流通させているケースもある。

**Foodies, Inc.**

長いも、ごぼう、しいたけ、乾しいたけなどを輸入。

544 Stanford Ave.  
Los Angeles, CA 90013  
Tel: 213-622-6386  
URL: <http://www.foodiesinc.net>

**ICREST Intenational LLC.**

長いも、きのこなどを輸入。

725 S. Figueroa St. Suite3050  
Los Angeles, CA 90017-5418  
Tel: 213-488-8360

**JFC INTERNATIONAL INC**

乾しいたけなどを輸入。

サンフランシスコ本社  
540 Forbes Boulevard  
South San Francisco, CA 94080  
Tel: 650-871-1660  
URL: <http://www.jfc.com>

ロサンゼルス支店

4353 Exchange Ave.  
Los Angeles, CA 90058  
Tel: 323-587-3900

**Nagatoshi Produce, Inc.**

長いも、しいたけなどを輸入。

800 East 4th Place  
Los Angeles, CA 90013  
Tel: 213-617-7663  
URL: <http://www.nagatoshiproduce.com/>

**NISHIMOTO TRADING CO., LTD.**

長いも、ごぼう、乾しいたけなどを輸入。

ロサンゼルスオフィス  
13409 Orden Drive "building J"  
Santa Fe Springs, CA 90670-6336  
Tel: 562-802-1900  
URL: <http://www.nishimototrading.com/>

シカゴオフィス

545 E. Fullerton Ave.  
Carol Stream, IL 60188-7803  
Tel: 630-784-1500

The Oppenheimer Group

りんご、なし、みかんなどを輸入。

バンクーバー本社

Suite101-11 Burbidge Street  
Coquitlam, B.C. V3K 7B2 Canada  
Tel: 604-461-6779  
URL: <http://www.opy.com/home.cfm>

シアトル

180 Nickerson Street, Suite 211  
Seattle, WA 98109-1631  
Tel: 206-284-0203

ロサンゼルス

14800 E. Proctor Ave., Suite 1  
City of Industry, CA 91746-3204  
Tel: 626-855-9464

TOKYU WORLD TRANSPORT (USA) , INC.

通関業者。

ロサンゼルスターミナル

2601 Manhattan Beach Blvd.  
Redondo Beach, CA 90278  
Tel: 310-727-1580  
URL: <http://www.twtus.com/jp/default.asp>

YAMASHO, INC.

長いも、ごぼうなどを輸入。

750 Touhy Ave.  
Elk Grove Village, IL 60007  
Tel: 847-981-9342  
URL: <http://www.yamashoinc.com/>

## 2. 関連団体

日本園芸農業協同組合連合会

〒143-0001

東京都大田区東海3丁目2番1号

東京都中央卸売市場大田市場事務棟7階

Tel: 03-5492-5423 (経済事業部貿易課)

全国農業協同組合中央会

食料農業対策本部米消費拡大・食生活対策室

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目8番3号 (JAビル)

Tel: 03-3245-7553

URL: <http://www.zenchu-ja.org/>